

東浦町こども計画 (案)

2025年3月
東 浦 町

目次

| | | |
|-----|---|-----|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画策定の趣旨 | 2 |
| 3 | 計画の位置付け | 3 |
| 第1章 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 計画の策定体制 | 4 |
| 1 | 東浦町の状況 | 8 |
| 第2章 | こども子育て調査結果から現れる現状 | 26 |
| 2 | ヒアリング等からの意見 | 43 |
| 3 | こども計画策定に向けた課題 | 50 |
| 4 | | |
| 第3章 | 計画の基本理念、基本目標 | 56 |
| 1 | 基本理念 | 56 |
| 2 | 基本的な視点 | 57 |
| 3 | 基本目標 | 59 |
| 4 | 計画の体系 | 60 |
| 第4章 | 施策の展開 | 61 |
| | | |
| | 基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します | 61 |
| | 基本目標2 子育て・子育てを支援します | 70 |
| 第5章 | 基本目標3 教育・保育及び地域こども子育て支援事業の量の見込みと確保方策 | 79 |
| | | |
| 1 | 教育・保育提供区域の設定 | 86 |
| 2 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 | 86 |
| 3 | こども人口の見込み | 90 |
| 4 | 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 91 |
| 5 | 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 95 |
| 6 | 教育・保育の一体的提供及び推進 | 114 |
| 7 | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 114 |

| | |
|--------------------|-----|
| 1 施策の実施状況の点検 | 115 |
| 2 国・県等との連携 | 116 |

| | |
|------------------|-----|
| 第6章 計画の進行管理..... | 115 |
|------------------|-----|

1 計画策定の背景

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。2015年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて10年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関しては、未だ解決すべき課題として残っています。また、晩婚化による、晩産化と出生率低下の進行も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取組が行われています。

また、こどもの貧困対策においては、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月にはこどもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図るこどもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有するこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、2010年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、2016年2月には新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、2023年4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。日本には「児童福祉法」「母子保健法」「教育基本法」「少年法」「児童虐待防止法」「子どもの貧困対策推進法」「成育基本法」といった、こどもに関する法律はありましたが、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律は存在しませんでした。しかし、近年、児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、自殺、不登校など、こどもに関する問題は深刻化しており、このような問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等のこどもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するには、こどもの権利に関する国の基本方針、理念及びこどもの権利保障のための原理原則が定められる必要がありました。そのため、憲法及び国際法上認められるこどもの権利を包括的に保障する、こども基本法が制定されました。

また、同じく2023年4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こ

どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、2023年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

2 計画策定の趣旨

本町においては、『子ども・子育て支援法』に基づき2020年3月に『第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

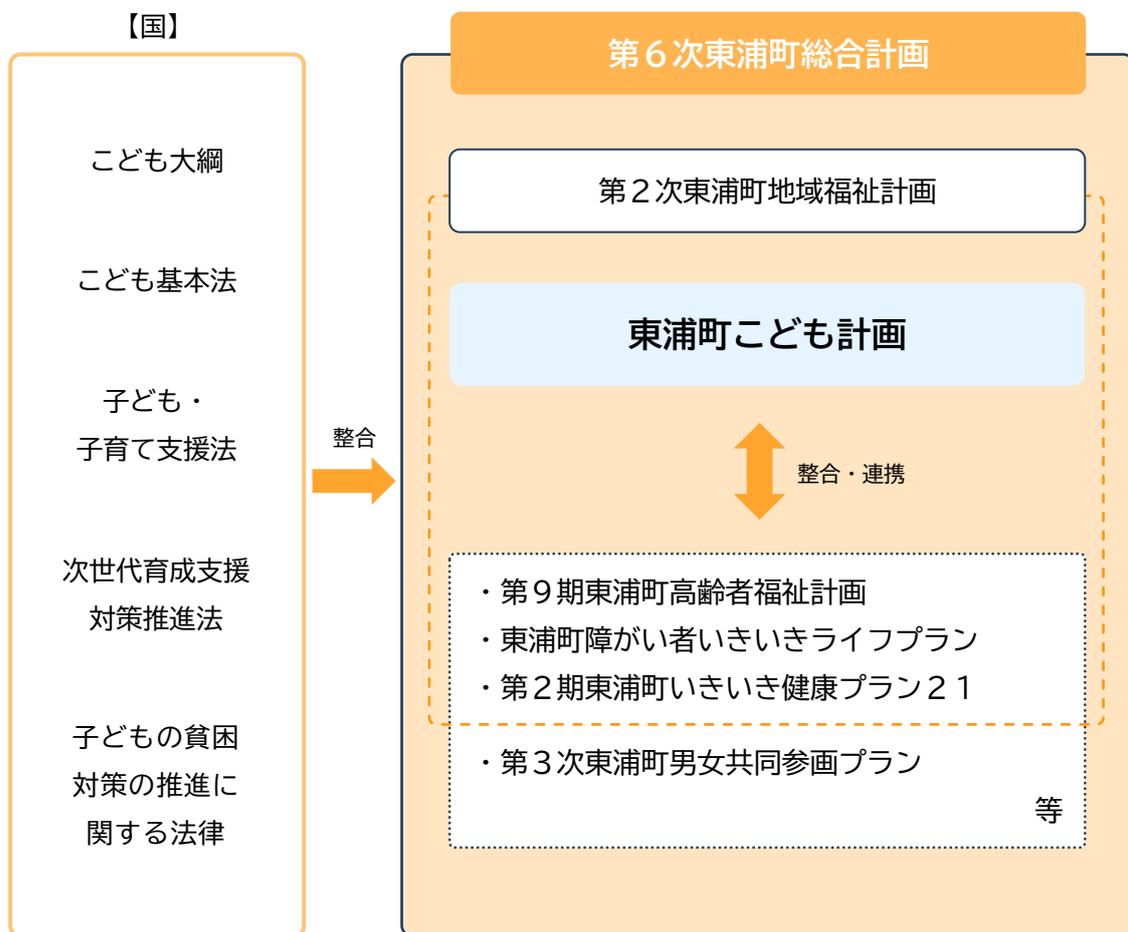
また、2018年度に策定した「第6次東浦町総合計画（計画期間2019～2038年度）」では、将来の東浦町の姿として「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現を掲げ、部分別計画として「社会福祉」における「児童・母子・父子福祉」、「次世代育成」における「こども支援」等の施策を中心に、こどもが地域で健やかに育つ環境づくりや切れ目のないこども支援を進めています。

なお、『第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」を基本理念として、地域における子育て家庭の支援や、こどもが健やかに成長できる環境整備づくり、安全に安心して子育てできるまちづくりとともに、仕事と子育てを両立しながら家族が安心して生活できるよう取り組んできました。

本計画は、こども・子育てを取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、東浦町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に該当し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持っています。また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「東浦町子どもの貧困対策推進計画」及び「東浦町児童虐待防止対策推進計画」の内容を包含します。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間

| 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 東浦町こども計画 | | | | |

5 計画の策定体制

(1) 住民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、住民の方のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「東浦町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

ア 東浦町在住の就学前児童（0～5歳）1,000人を無作為抽出

イ 東浦町在住の小学生（6～12歳）500人を無作為抽出

※保護者による回答

② 調査期間

2024年1月29日～2024年2月13日（調査基準日 2023年12月1日）

③ 回収結果

| 調査対象 | 調査方法 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------------|-------|--------|-------|-------|
| 東浦町在住の 就学前児童 | Web調査 | 1,000件 | 454件 | 45.4% |
| 東浦町在住の 小学生 | | 500件 | 247件 | 49.4% |

(2) 東浦町こども・若者会議による審議

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東浦町こども・若者会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) こども等への意見聴取の実施

こどもの意見の徴収を、タブレットによるアンケートや直接のヒアリングによって行いました。また、関係団体の意見も、紙によるヒアリングと直接のヒアリングを行うことで徴収しました。

① こども本人へのアンケート調査

計画の策定に向けて、こども本人の生活状況や現在考えていることを把握し、意見の反映について検討することを目的に実施しました。

ア 調査対象

町内在学中の小学生及び中学生

イ 調査期間

2024年2月

※タブレットを使用したWEB調査

ウ 回収結果

小学生 1,143件

中学生 1,186件

エ 調査項目

- ・こどもまんなか社会の実現に向かっていると思っているか
- ・今の自分が好きか
- ・将来について明るい希望があるか
- ・家族にお世話している人はいるか
- ・食料または衣類が買えずがまんしたことがあるか など

② こどもヒアリング調査

計画の策定に向けて、こどもたちの困りごとや、町や大人への要望等を把握し意見の反映について検討することを目的に実施しました。

ア 対象

町内在住のこども（小学生から大学生）44名

イ 実施日時

2024年8月6日 町内児童館3カ所で実施

ウ 内容

- ・どんなときが楽しい？
- ・どんな場所や施設があるといい？
- ・最近困っていることはある？
- ・大人に言いたいこと！ など

③ 関係団体ヒアリング調査

計画の策定に向けて、子育てに伴う当事者や関係団体の皆さまの実情や今後のご意向、子ども子育てに関する課題を把握することを目的に実施しました。

ア 対象

子育てに伴う当事者や関係団体 15団体

イ 実施日時

2024年6月

ウ ヒアリング項目

- ・現在の活動内容
- ・利用者の方に喜ばれていることや要望されていること
- ・こどもや若者の居場所を取り巻く課題
- ・今後、必要と思われる支援や施策
- ・今後の町や他の関係機関・地域との連携希望 など

(4) パブリックコメントの実施

2024年12月2日～2025年1月6日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

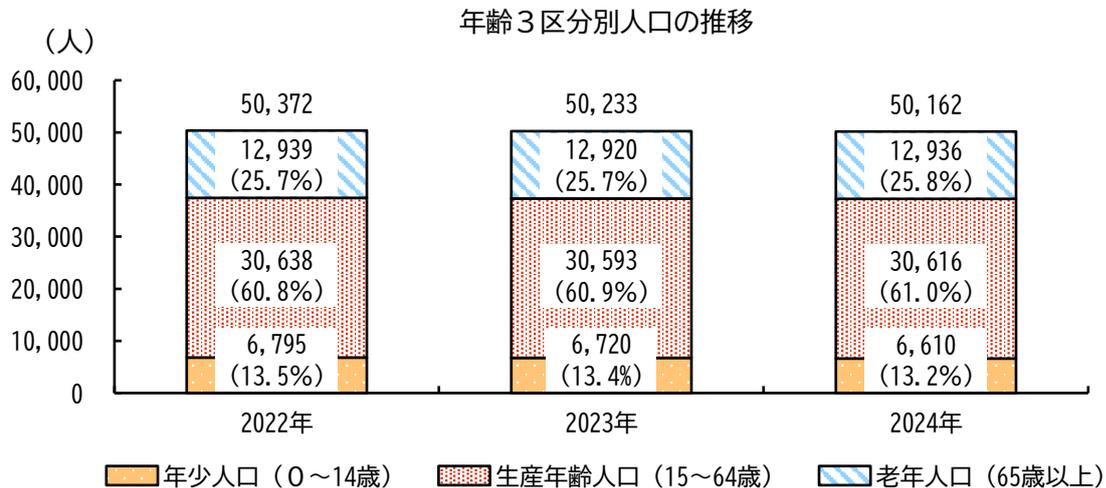
こども・子育てを取り巻く現状

1 東浦町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

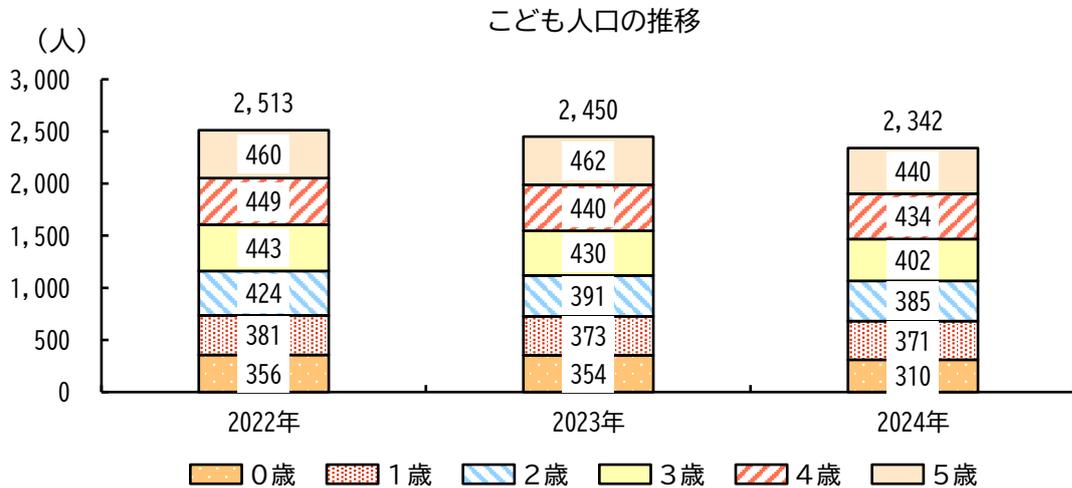
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、2024年で50,162人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、近年は横ばいで推移しています。



※ () 内は、総人口に占める年齢区分別人口の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

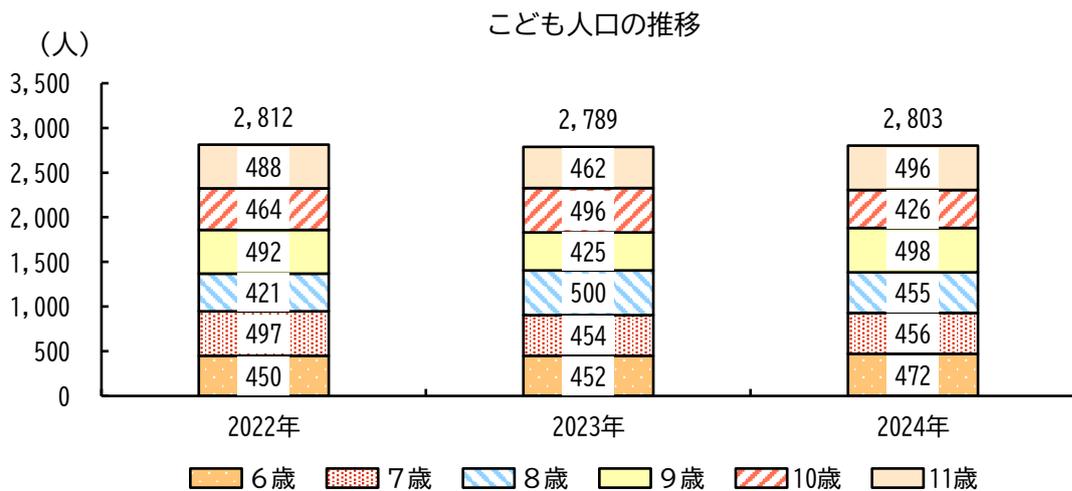
② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳のこども人口は2022年以降減少しており、2024年3月末現在で2,342人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

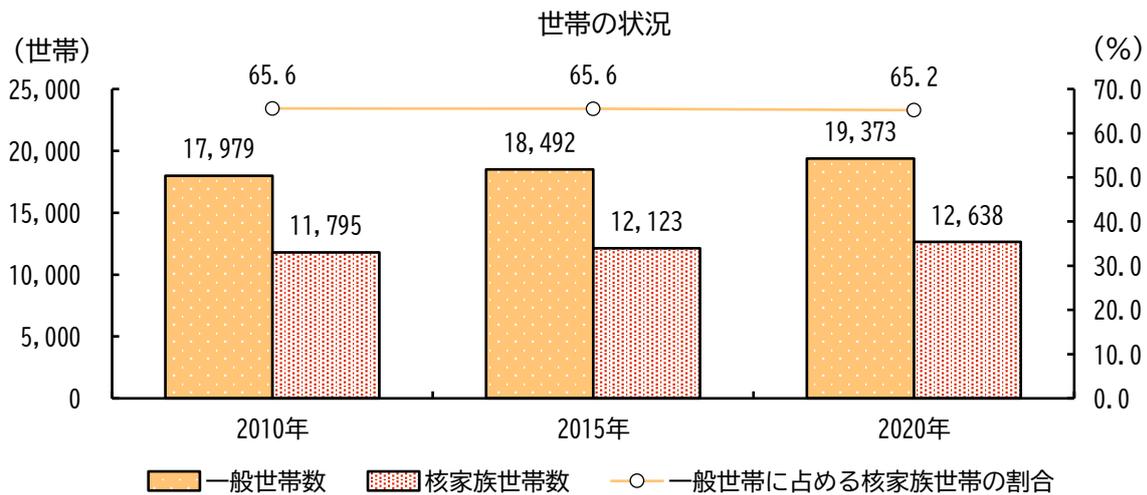
本町の6歳から11歳のこども人口は2022年から2023年にかけて減少し、その後増加しており、2024年3月末現在で2,803人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。



(2) 世帯の状況

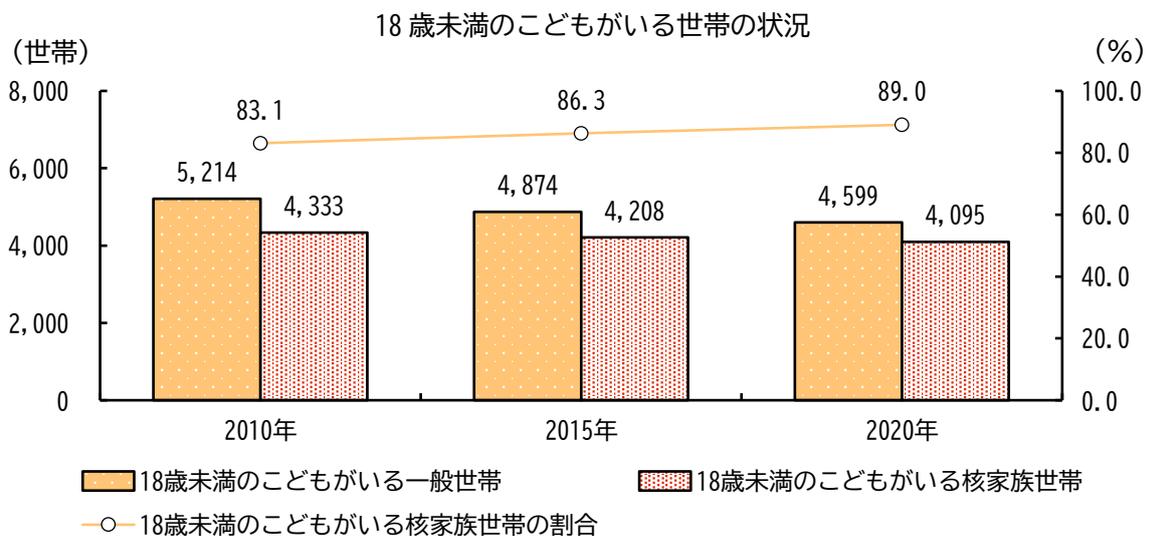
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は年々増加しており、2020年で12,638世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



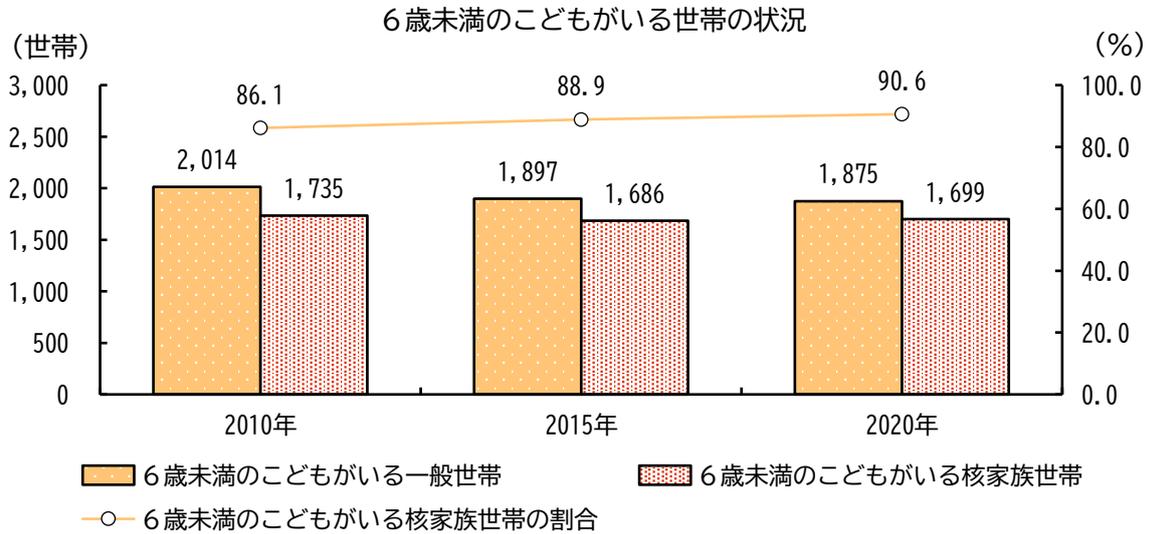
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、2020年で4,599世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

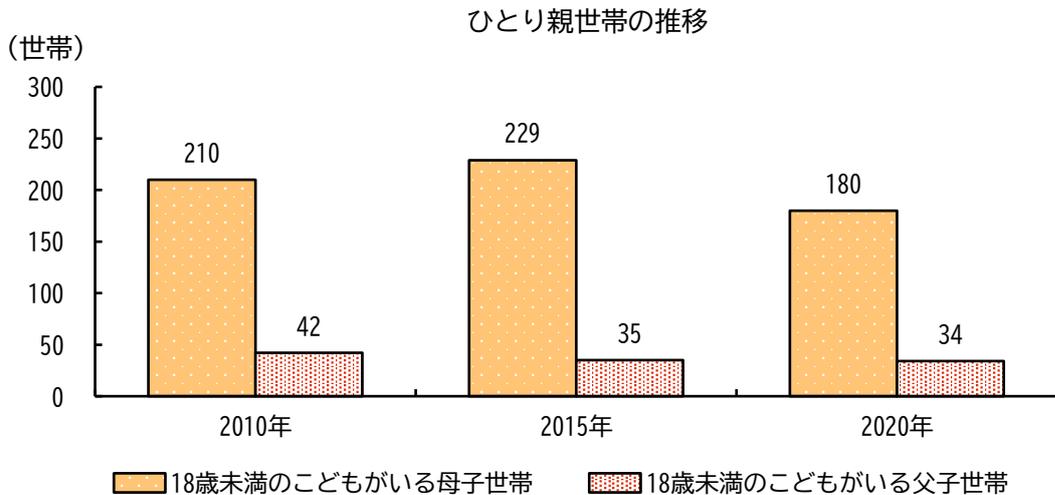
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、2020年で1,875世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は2015年まで減少していましたが、その後増加しており、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は2010年から2015年にかけて増加し、その後減少しており、2020年で180世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。

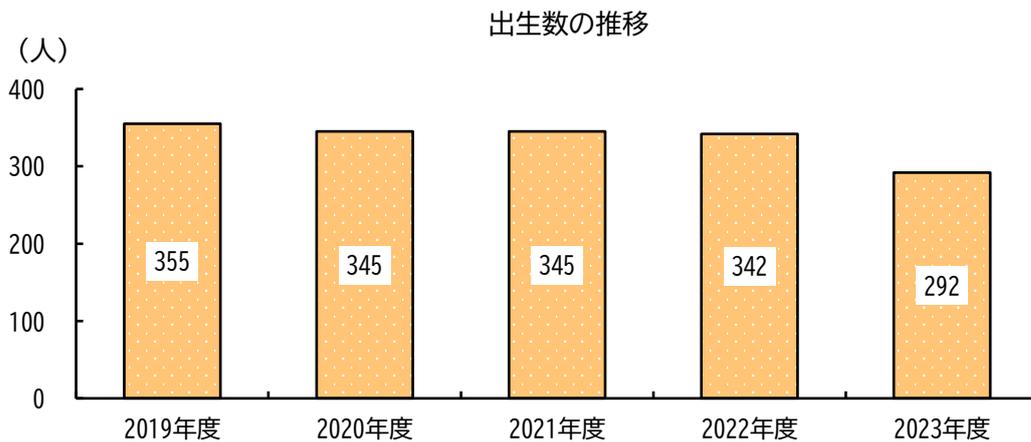


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

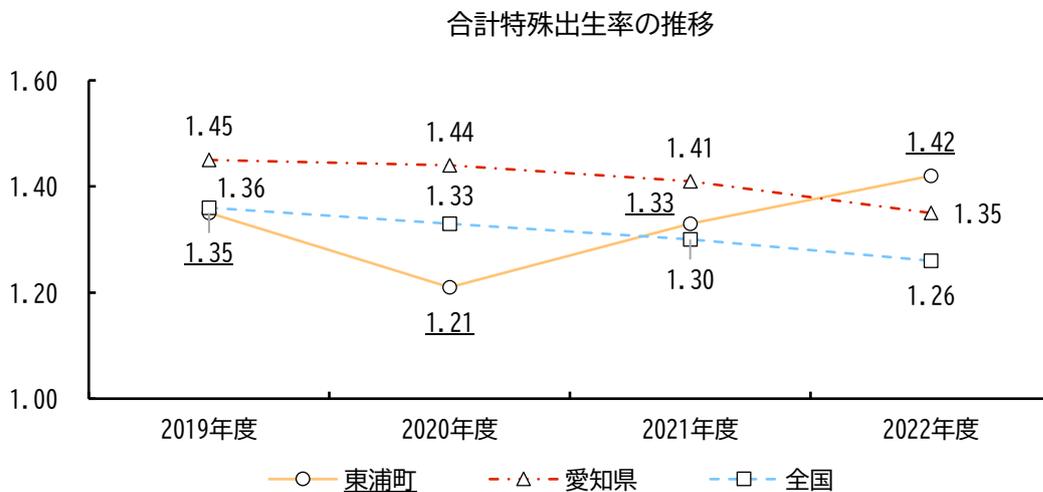
本町の出生数は2022年度までは横ばいで推移していましたが、2023年度に減少し292人となっており、過去5年間で2割近く減少しています。



資料：住民課

② 合計特殊出生率の推移

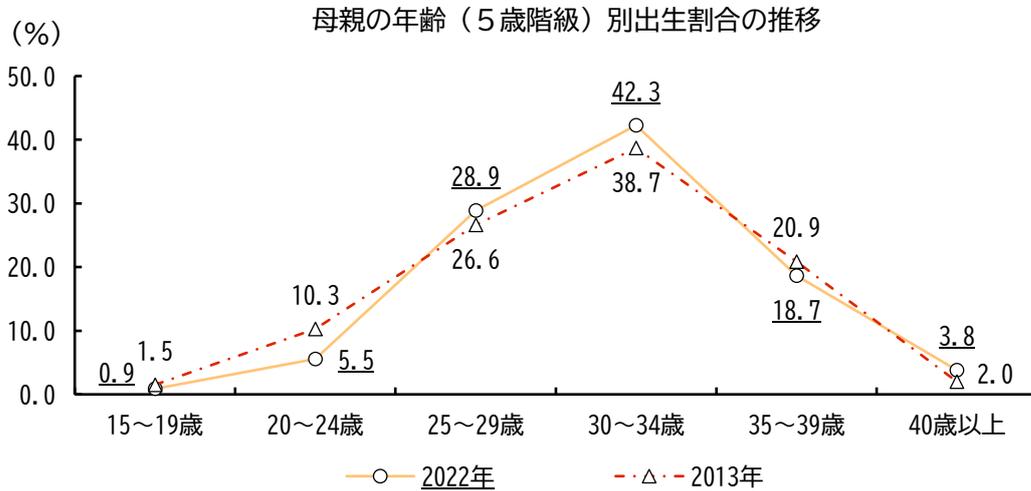
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は2020年度までは全国、県に比べ低い水準で推移していましたが、2022年度で1.42と全国、県より高くなっています。



資料：企画政策課（町）、人口動態統計（県、国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本町の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、2013年に比べ2022年で、20～24歳の割合が減少しているのに対し、25～34歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

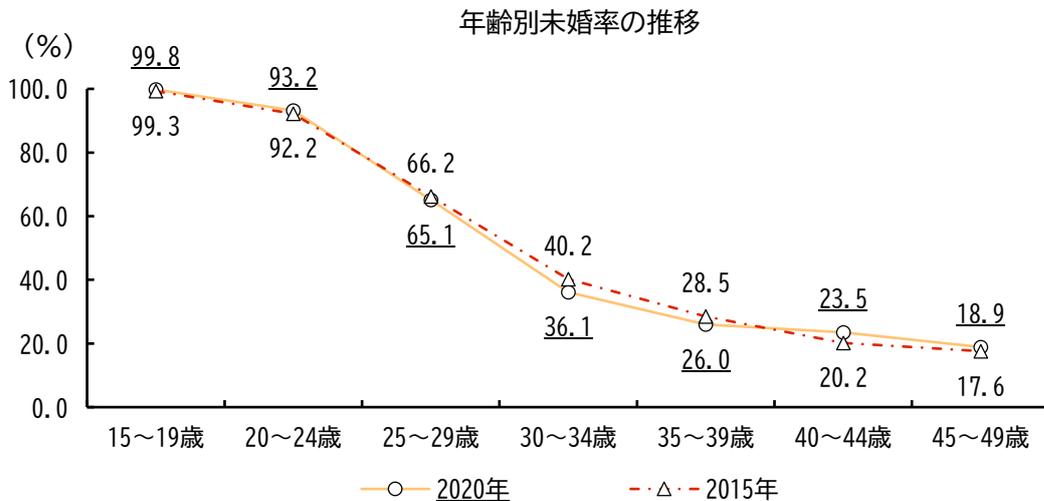


資料：愛知県衛生年報

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、2015年に比べ2020年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

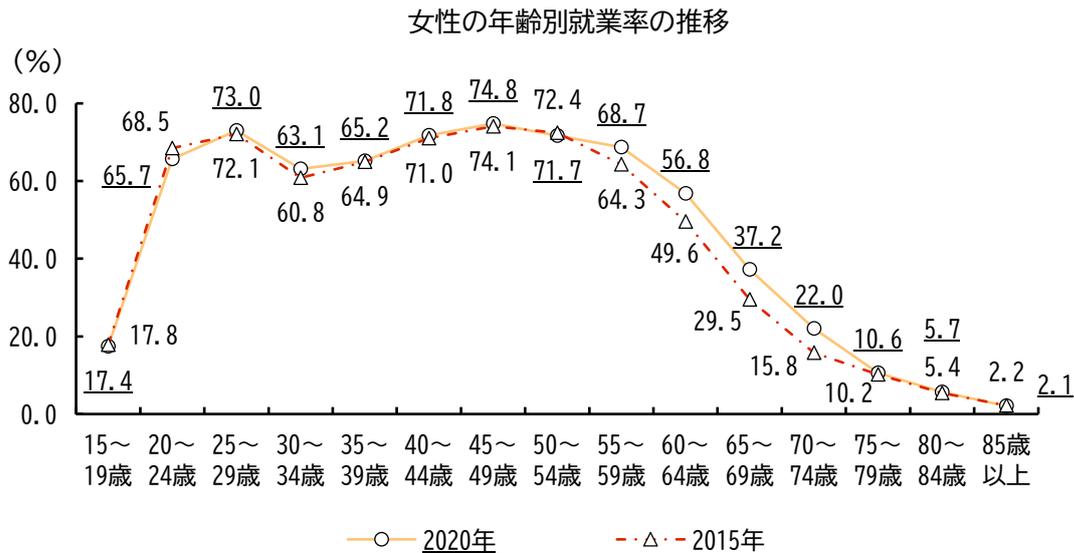


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

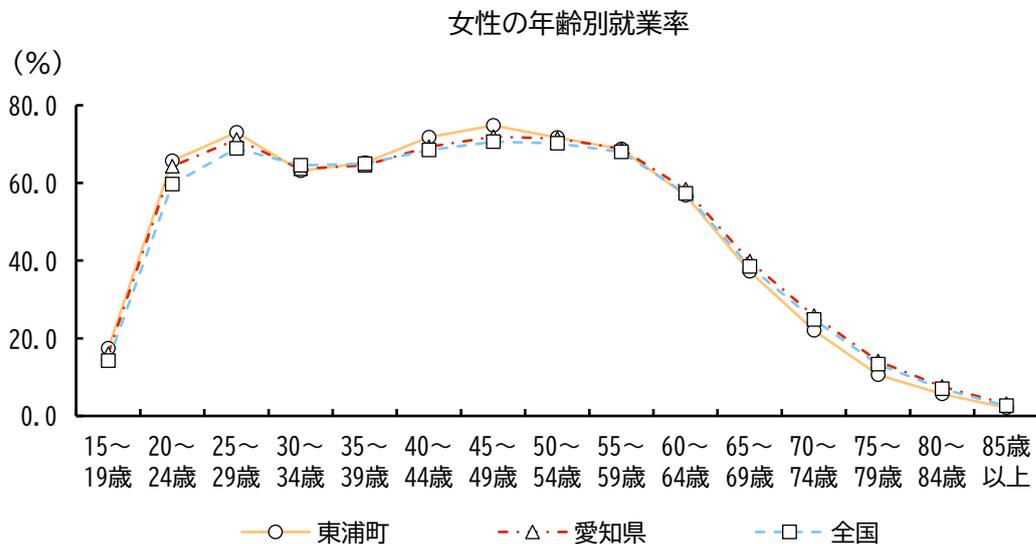
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は2015年に比べ2020年でやや上昇し、55～79歳の就業率が上昇したことから近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

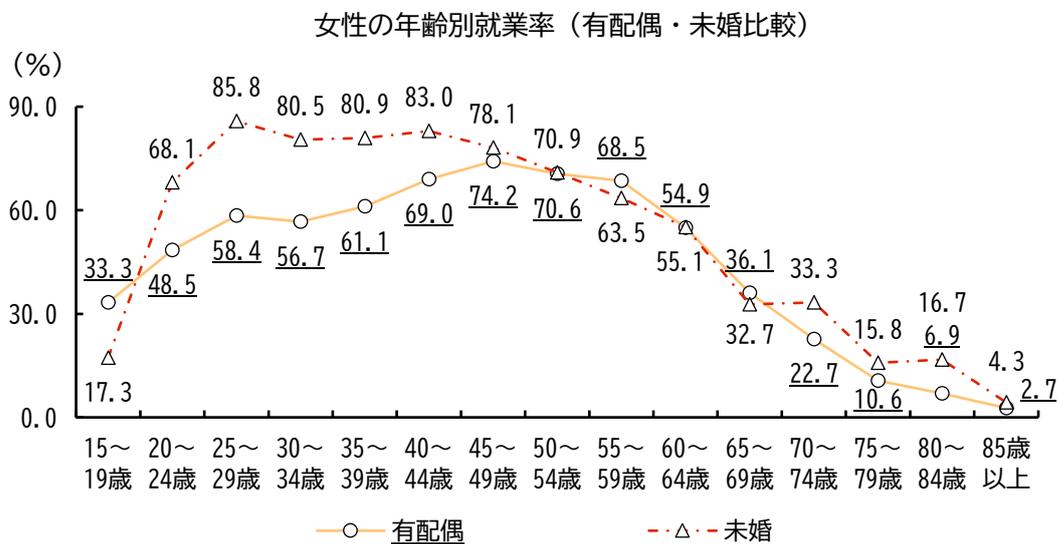
本町の2020年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、15～54歳で高い傾向となっていますが、65歳以降では全国、県より低くなっています。



資料：国勢調査（2020年）

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本町の2020年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳代から40歳代において有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（2020年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 保育園児童数・幼稚園児童数の推移

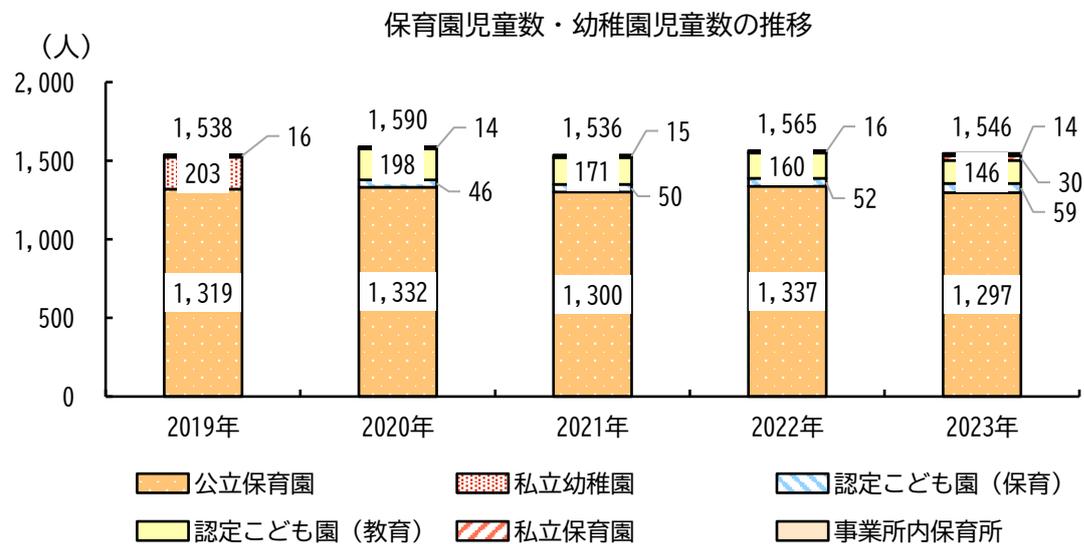
本町の公立保育園は8園となっています。保育園児童数をみると、横ばいで推移していましたが、2023年度に減少し1,297人となっています。

本町の私立幼稚園は1園でしたが、2020年度以降は幼保連携型認定こども園に移行しました。

また、認定こども園（保育）の児童数は年々増加していますが、認定こども園（教育）の児童数は年々減少しています。

2023年4月に新設された私立保育園の児童数は2023年4月1日時点で30人となっています。

事業所内保育所の児童数は横ばいで推移しています。



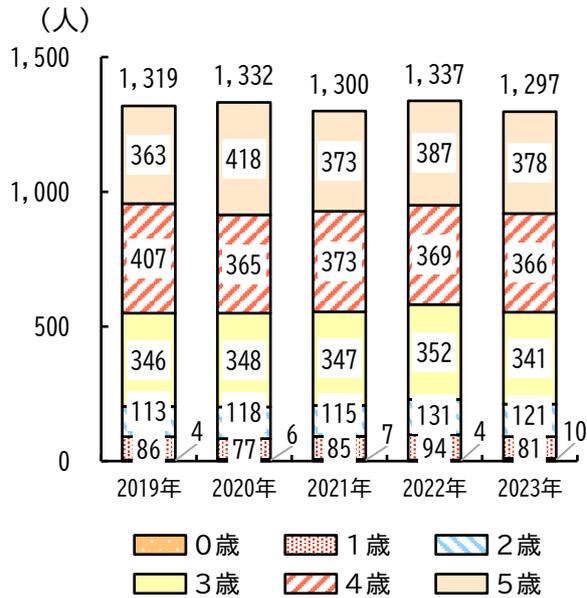
※ 公立保育園は1、2、3号の総合計

※ 幼稚園については東浦町内にある東ヶ丘幼稚園の児童数（2019年まで）

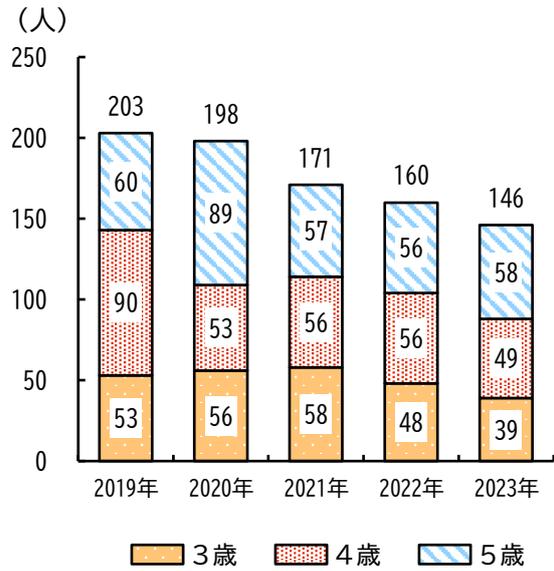
※ 認定こども園（保育）及び認定こども園（教育）に東ヶ丘幼稚園の集計を含む（町内外含む）。

※ 私立保育園はあしたがすき保育園、事業所内保育所はめどっこ保育園（めどっこ保育園は町内外含む）。

年齢別保育園児童数の推移（公立保育園）

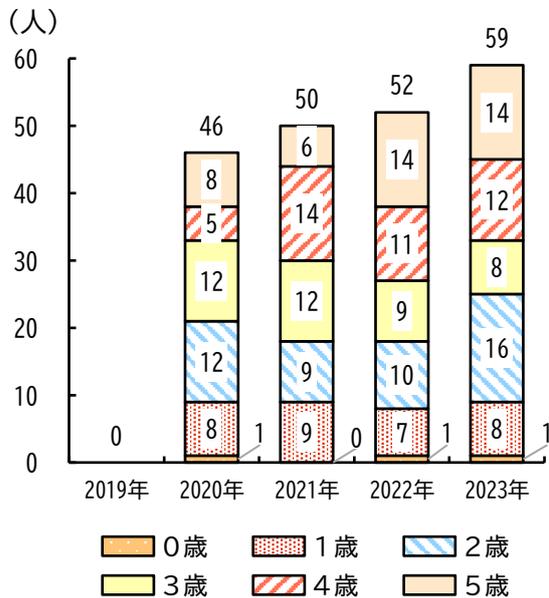


年齢別幼稚園児童数の推移
（私立幼稚園、認定こども園（教育））

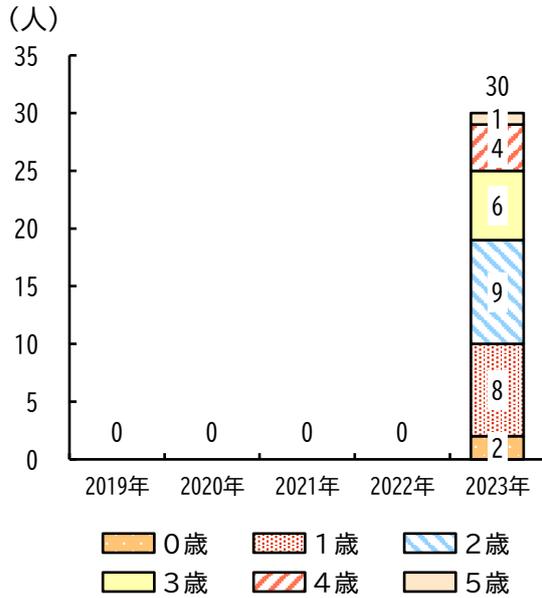


※ 町内外の児童を含む。
 ※ 2020年以降に認定こども園に移行

年齢別保育園児童数の推移
（認定こども園（保育））

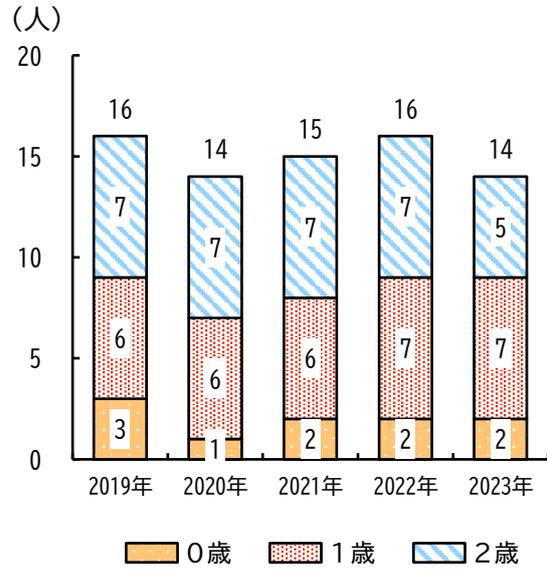


年齢別保育園児童数の推移（私立保育園）



※ 2023年に新設

年齢別保育園児童数の推移（事業所内保育所）



※ 町内外の児童を含む。

資料：統計資料「ひがしうらのすがた」（各年4月1日現在）、児童課（各年4月1日現在）

② 時間外保育事業

時間外保育事業は10か所の保育園で実施しています。時間外保育事業の利用者数をみると増加傾向にあり、2023年度で8,797人となっています。

時間外保育事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 7,681 | 8,392 | 8,743 | 8,797 |
| 実施箇所数（か所） | 9 | 9 | 9 | 10 |

※ 毎月の実人数の年間合計数。

※ 公立分（森岡保育園を除く7園）と東ヶ丘幼稚園、めどっこ保育園、あしたがすき保育園（2023年から）を含む（ただし、早朝保育分は含まない）。

資料：児童課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は3か所に委託して実施しています。子育て短期支援事業の利用者数をみると、2023年度で6人となっています。

子育て短期支援事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 1 | 3 | 3 | 6 |
| 実施個所数（か所） | 5 | 4 | 4 | 3 |

資料：児童課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数をみると、2021年度以降増加しており、2023年度で27,286人となっています。

地域子育て支援拠点事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 18,965 | 15,469 | 22,229 | 27,286 |
| 実施個所数（か所） | 1 | 1 | 1 | 2 |

資料：児童課

⑤ 保育園における一時預かり

保育園における一時預かりの利用者数をみると、年々増加しており、2023年度では2,247人となっています。

保育園における一時預かりの推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 1,315 | 1,479 | 1,713 | 2,247 |
| 実施個所数（か所） | 8 | 8 | 8 | 2 |

※ 2023年度からあしたがすき保育園のリフレッシュ保育・緊急保育も含む。

資料：児童課

⑥ 認定こども園（教育）における一時預かり

東ヶ丘幼稚園（教育）で一時預かりを実施しています。認定こども園（教育）における一時預かりの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度では1,250人となっています。

認定こども園（教育）における一時預かりの推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 710 | 1,101 | 1,295 | 1,250 |
| 実施個所数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 |

※ 町内外の児童を含む。

資料：児童課

⑦ 病児・病後児保育事業

2019年4月1日からひがしうら総合子育て支援センターで、病児・病後児保育事業を実施しています。病児・病後児保育事業の利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度では135人となっています。

病児・病後児保育事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 29 | 142 | 70 | 135 |
| 実施個所数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料：児童課

⑧ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度では1,728人となっています。

ファミリー・サポート・センターの推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 1,248 | 834 | 986 | 1,728 |

資料：児童課

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業については、基本型を1か所、母子保健型を1か所設置しています。

利用者支援事業の推移

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施箇所数（か所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基本型（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 母子保健型（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

資料：児童課

⑩ 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度では4,183人となっています。

妊婦健康診査の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ受診者数（人） | 4,399 | 4,541 | 3,983 | 4,183 |

資料：健康課

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問戸数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度では300件となっています。

乳児家庭全戸訪問事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問戸数（件） | 335 | 346 | 348 | 300 |

資料：健康課

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問戸数をみると、減少傾向にあり、2023年度で234件となっています。

養育支援訪問事業の推移

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問戸数（件） | 335 | 231 | 259 | 234 |

資料：健康課

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、2023年度で7人となっています。

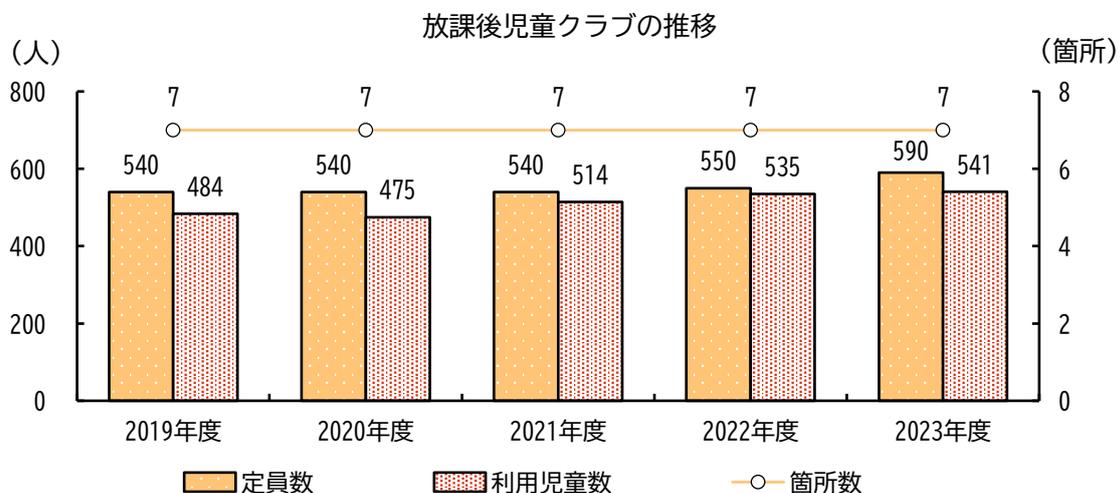
実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 11 | 5 | 4 | 8 | 7 |

資料：児童課

（7）放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブの設置箇所数は横ばいとなっていますが、定員数・利用児童数ともに増加傾向にあり、2023年度で利用児童数が541人となっています。

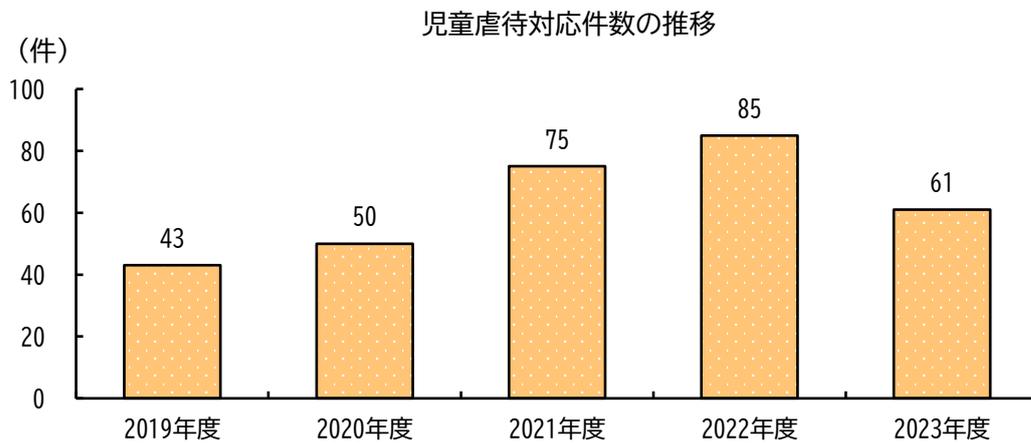


資料：児童課（各年度4月1日時点）

(8) その他の状況

① 児童虐待対応件数の推移

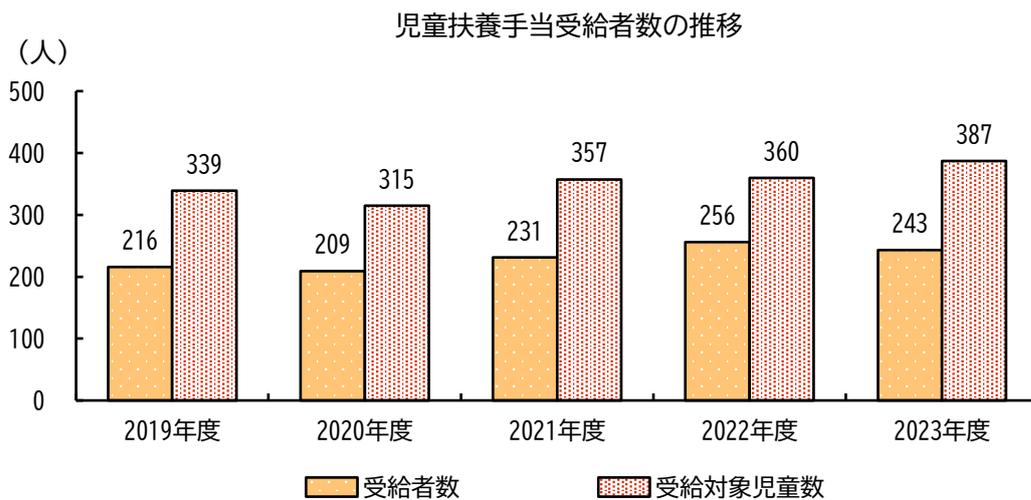
本町の児童虐待対応件数は2019年度から2022年度にかけて増加し、その後減少しており、2023年度で61件となっています。



資料：児童課

② 児童扶養手当受給者数の推移

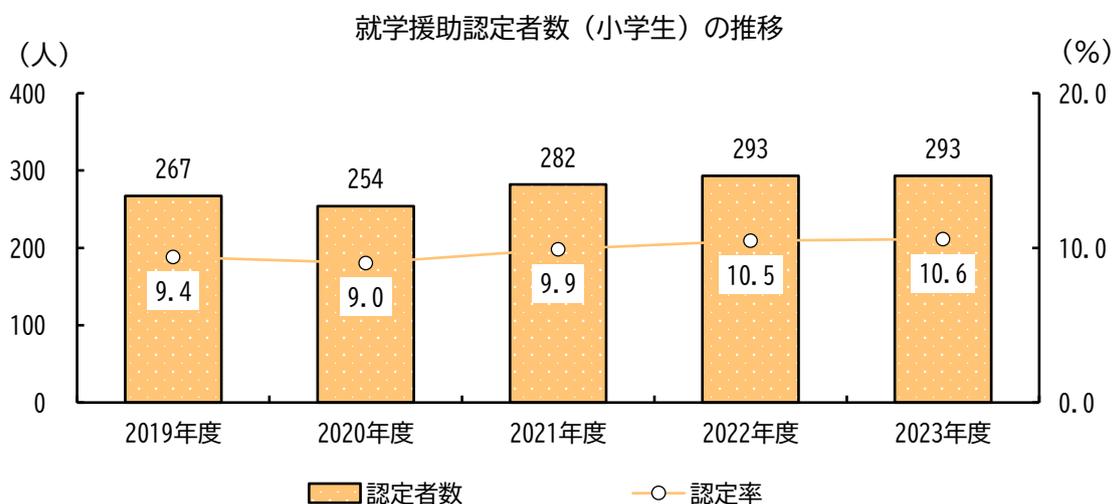
本町の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は増加傾向にあり、2023年度で受給者数が243人、受給対象児童数が387人となっています。



資料：児童課

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

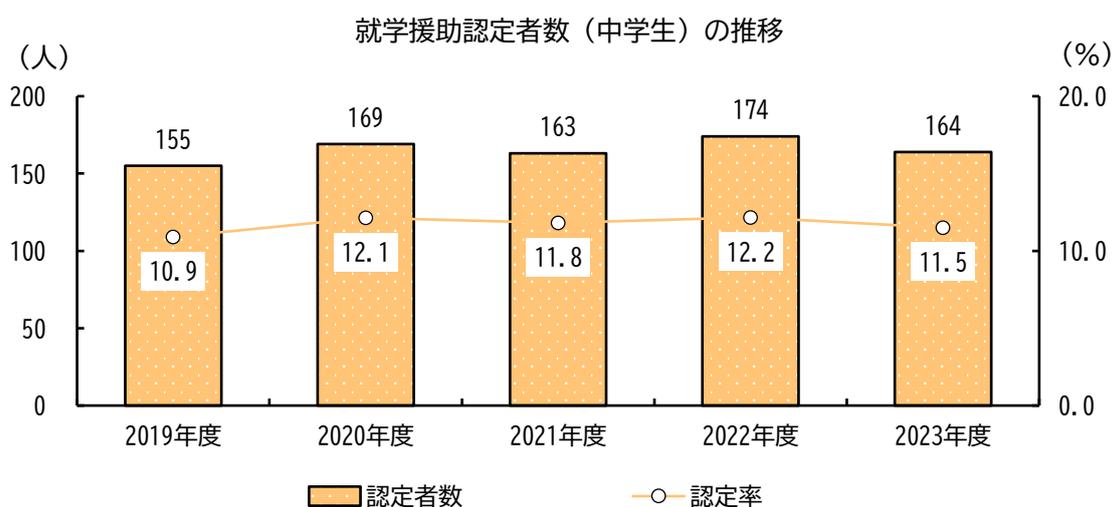
本町の小学生における就学援助認定者数は2020年度から2022年度にかけて増加し、その後横ばいで推移しており、2023年度で認定者数が293人、認定率が10.6%となっています。



資料：学校教育課

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

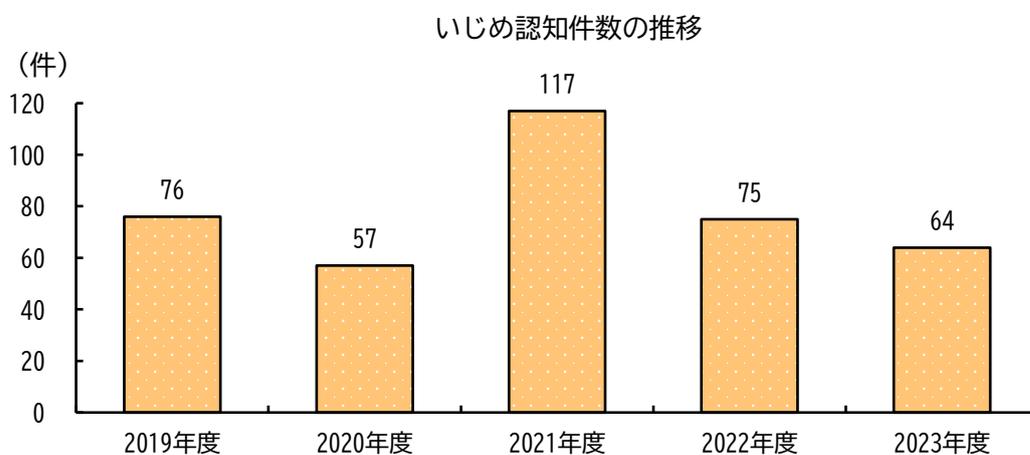
本町の中学生における就学援助認定者数は増減を繰り返しながら推移しており、2023年度で認定者数が164人、認定率が11.5%となっています。



資料：学校教育課

⑤ いじめ認知件数の推移

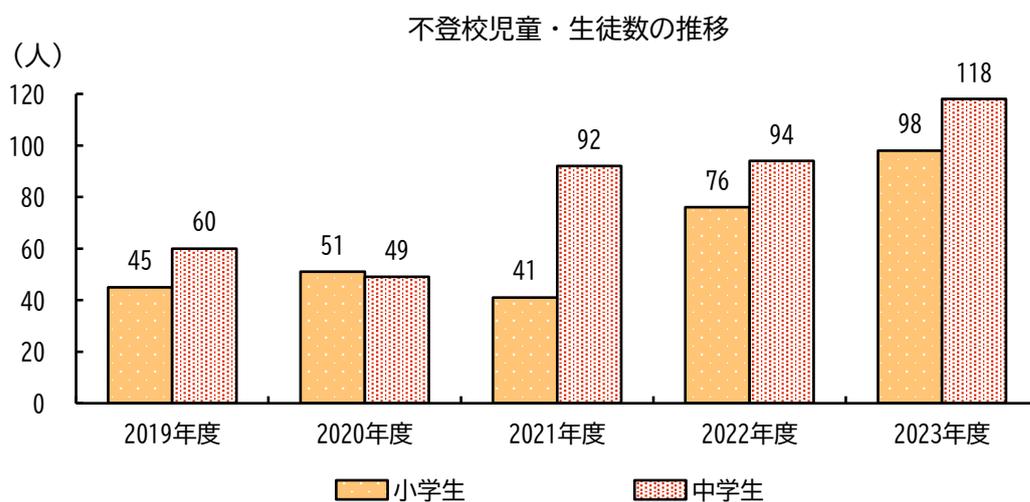
本町のいじめ認知件数は2020年度から2021年度にかけて大きく増加し、その後減少しており、2023年度で64件となっています。



資料：学校教育課

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数を見ると、2021年度以降小学生、中学生ともに増加しており、2023年度で小学生98人、中学生118人となっています。



資料：学校教育課

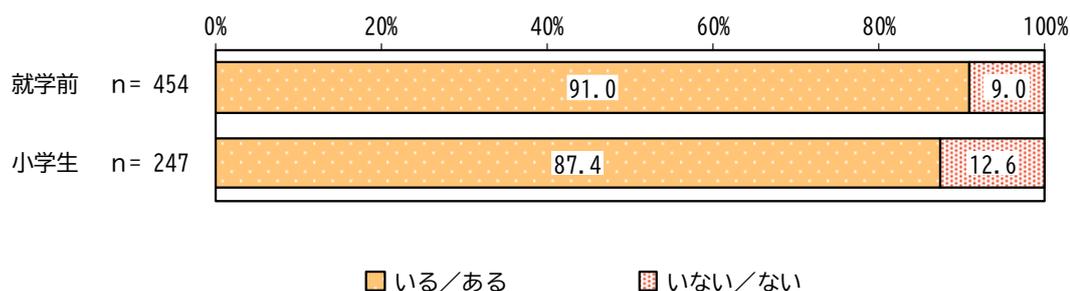
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) こどもの育ちをめぐる環境について

① 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

就学前は、「いる／ある」が91.0%、「いない／ない」が9.0%となっています。

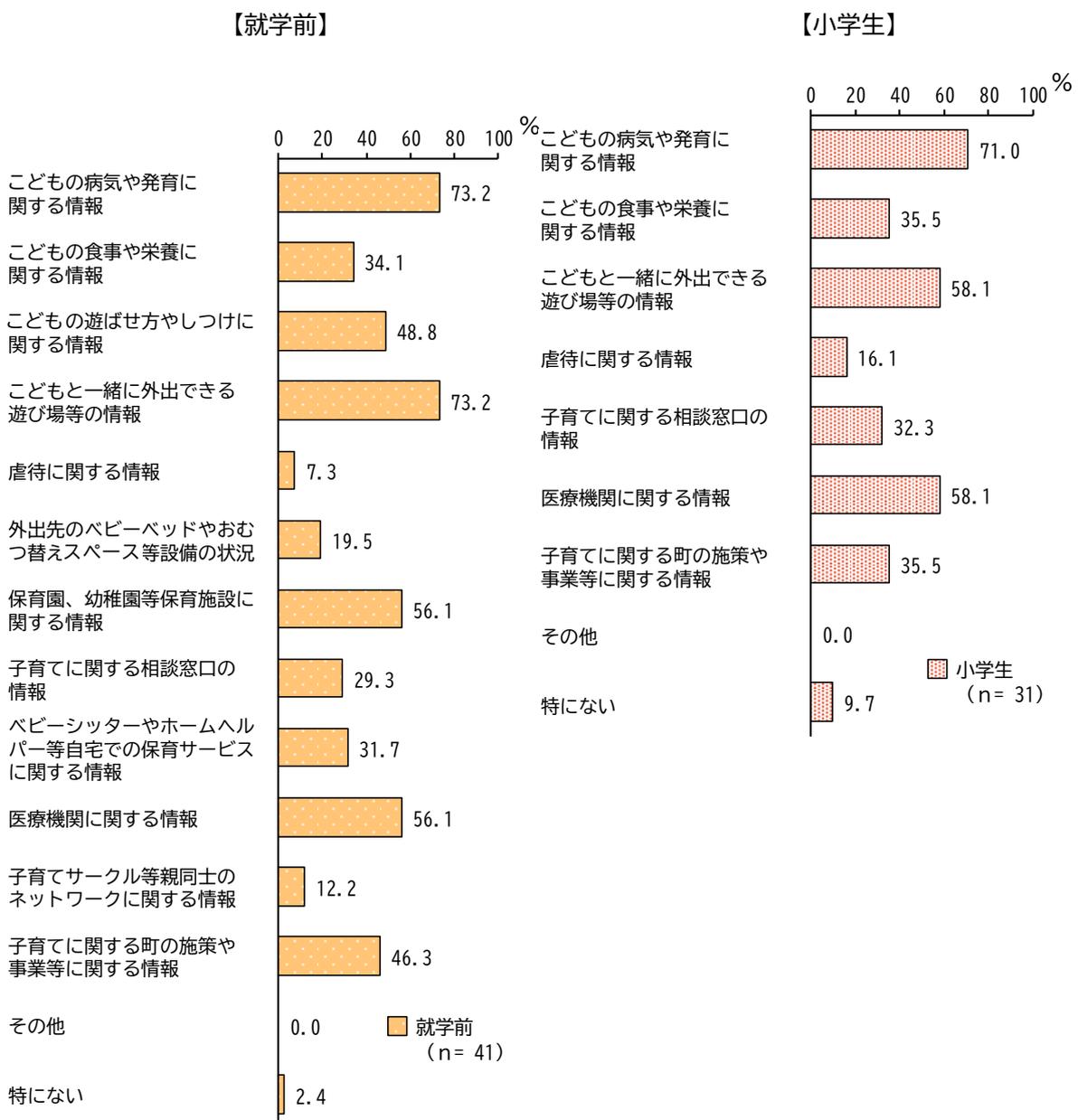
小学生は、「いる／ある」が87.4%、「いない／ない」が12.6%となっています。



② どのような情報があるとよいか

就学前では、「こどもの病気や発育に関する情報」「こどもと一緒に外出できる遊び場等の情報」がともに73.2%で最も高く、次いで「保育園、幼稚園等保育施設に関する情報」「医療機関に関する情報」がともに56.1%、「こどもの遊ばせ方やしつけに関する情報」が48.8%となっています。

小学生では、「こどもの病気や発育に関する情報」が71.0%で最も高く、次いで「こどもと一緒に外出できる遊び場等の情報」「医療機関に関する情報」がともに58.1%、「こどもの食事や栄養に関する情報」「子育てに関する町の施策や事業等に関する情報」がともに35.5%となっています。

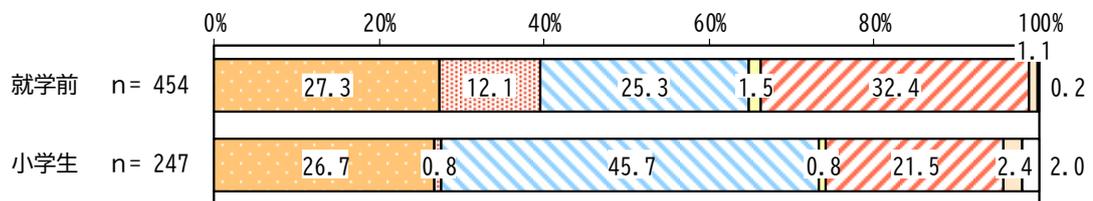


(2) 保護者の就労状況について

① 母親の就労状況

就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.4%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.3%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.3%となっています。

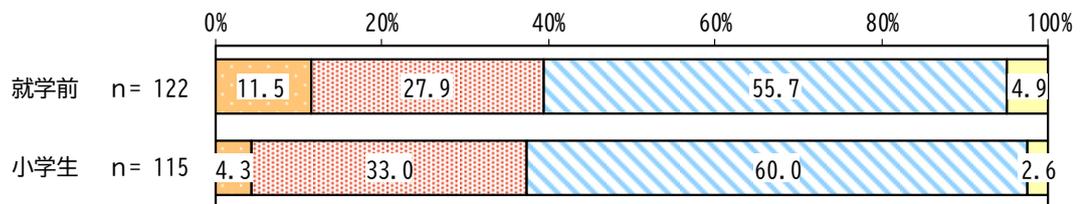
小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.7%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.5%となっています。



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

② 母親の就労意向（就労者の就労意向）

就学前・小学生ともに「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」（55.7%、60.0%）が最も高くなっています。

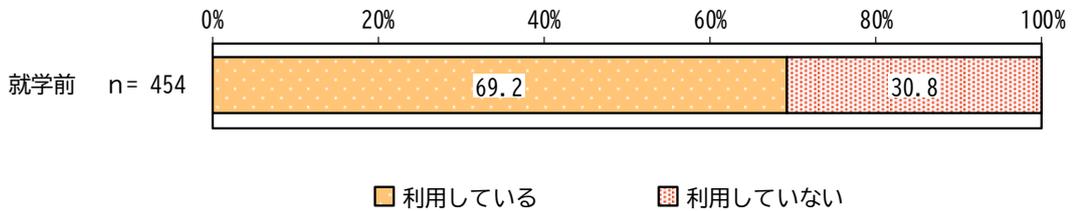


- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

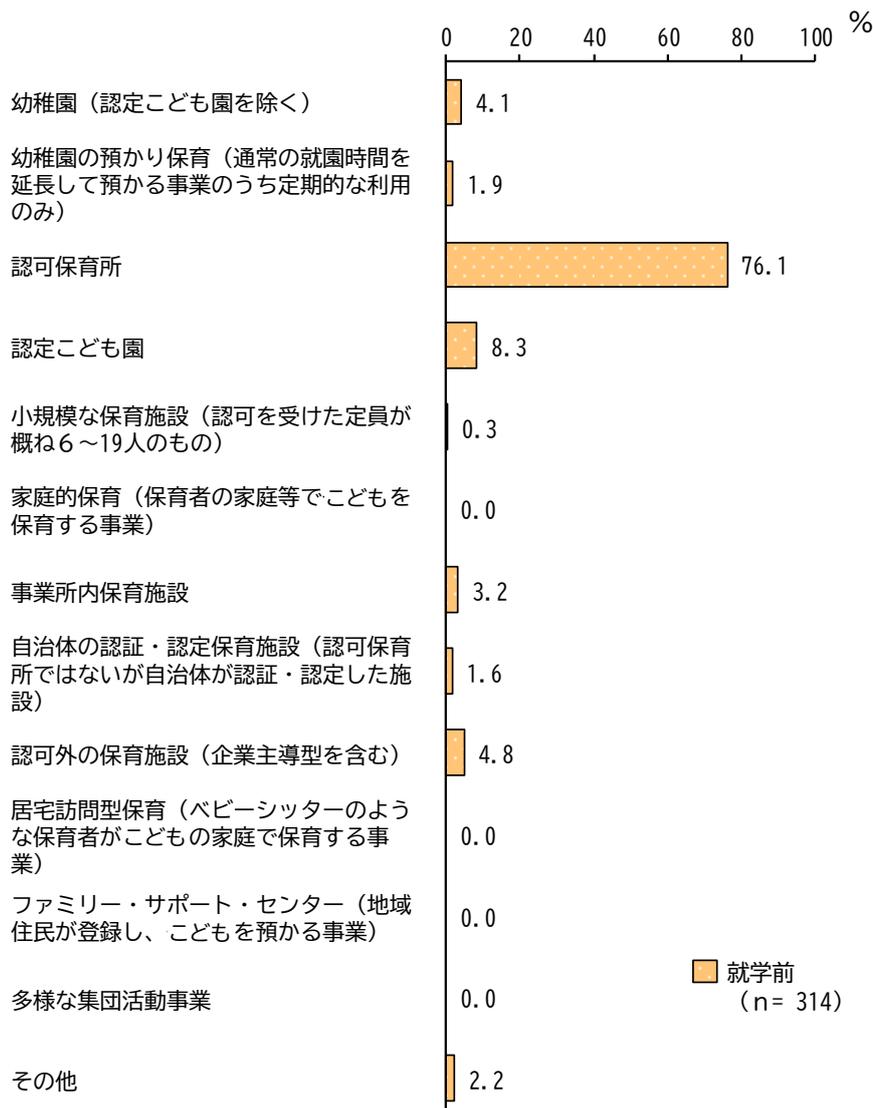
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」が69.2%、「利用していない」が30.8%となっています。



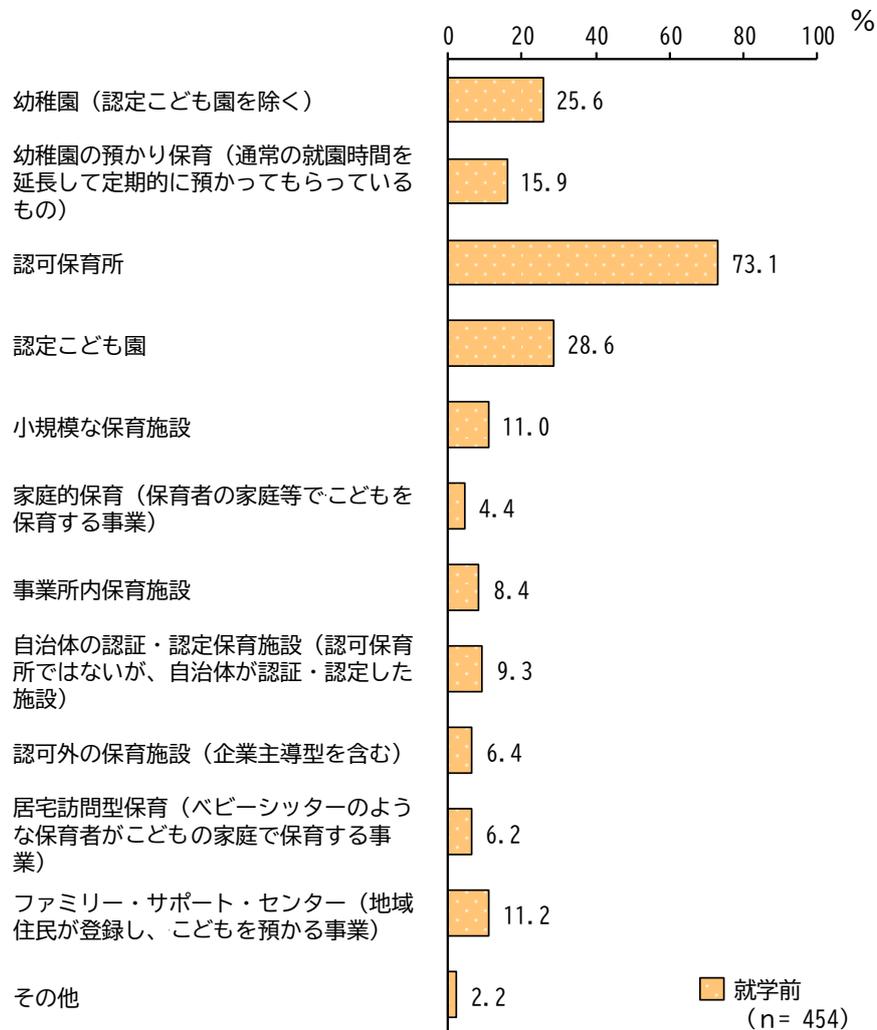
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」が76.1%で最も高く、次いで「認定こども園」が8.3%、「認可外の保育施設（企業主導型を含む）」が4.8%となっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

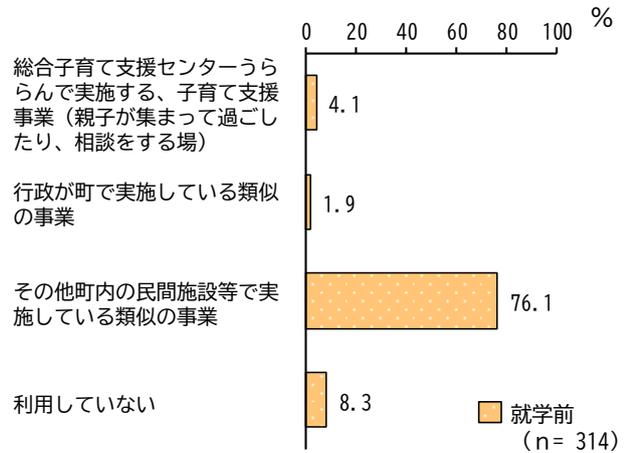
「認可保育園」が73.1%で最も高く、次いで「認定こども園」が28.6%、「幼稚園（認定こども園を除く）」が25.6%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

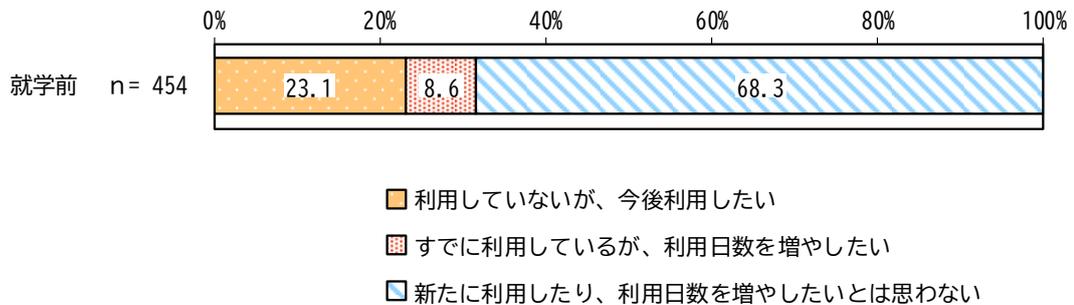
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「その他町内の民間施設等で実施している類似の事業」が76.1%で最も高く、次いで「利用していない」が8.3%、「総合子育て支援センターうららんで実施する、子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が4.1%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.3%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が23.1%、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」が8.6%となっています。

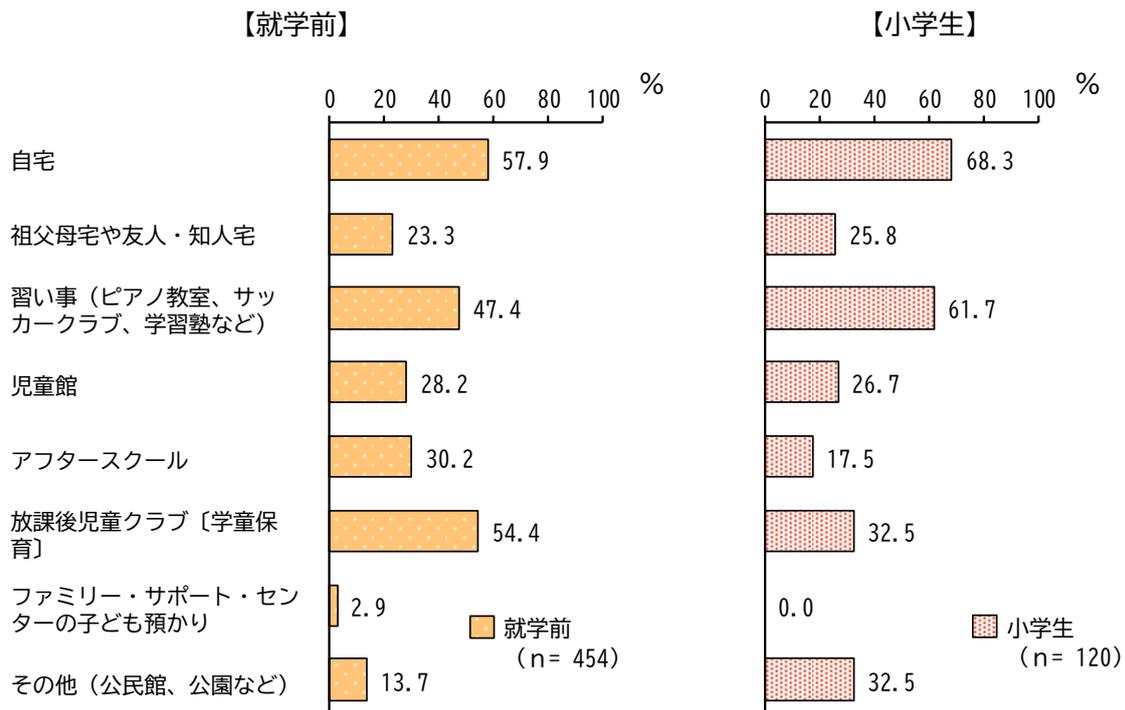


(5) 放課後の過ごし方について

① 小学校低学年（1～3年生）の放課後に過ごさせたい場所

就学前では、「自宅」が57.9%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が54.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.4%となっています。

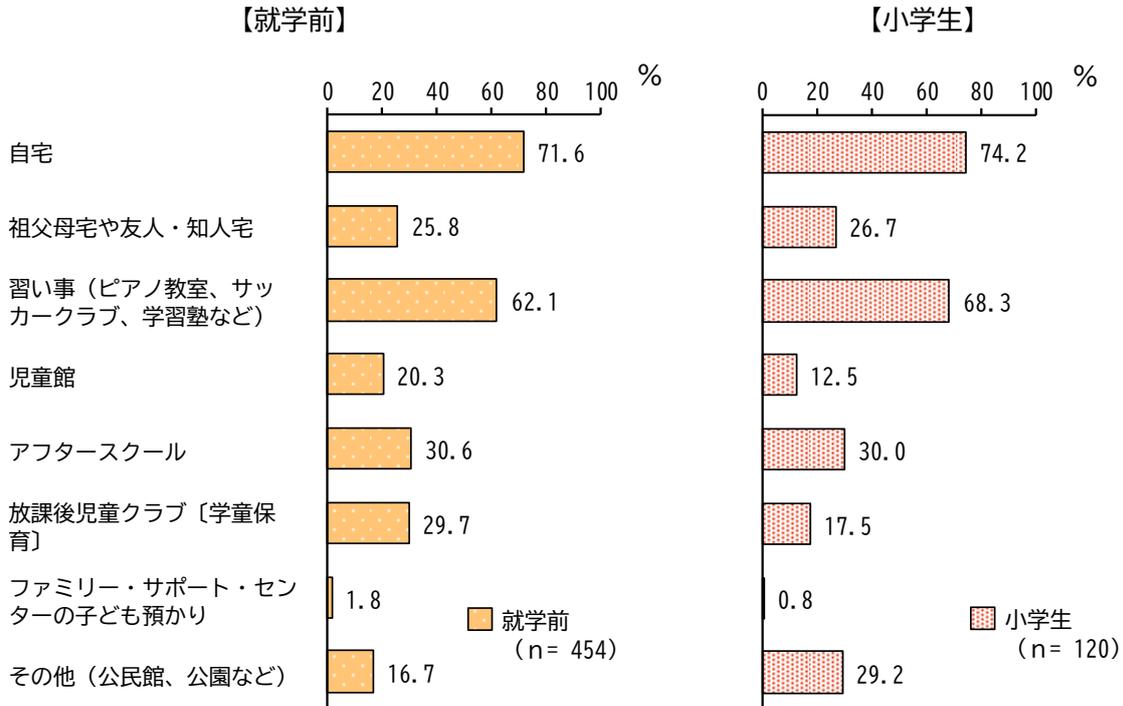
小学生では、「自宅」が68.3%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が61.7%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」「その他（公民館、公園など）」がともに32.5%となっています。



② 小学校高学年（４～６年生）の放課後に過ごさせたい場所

就学前では、「自宅」が71.6%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が62.1%、「アフタースクール」が30.6%となっています。

小学生では、「自宅」が74.2%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が68.3%、「アフタースクール」が30.0%となっています。

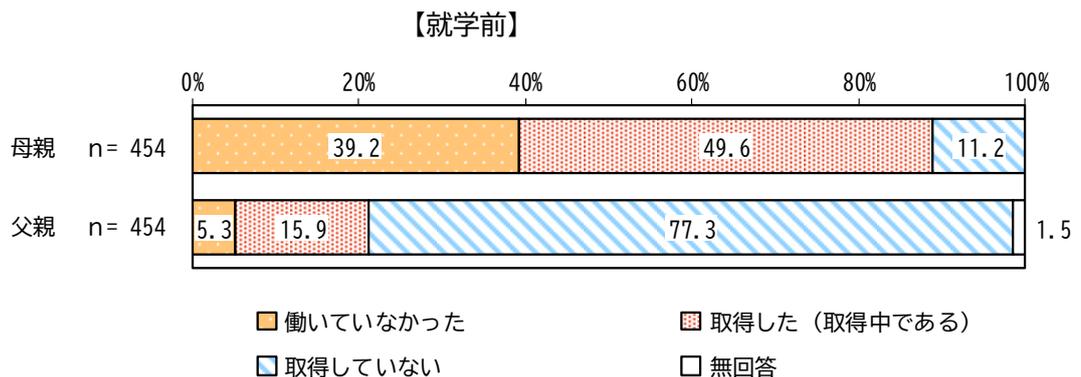


（６）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

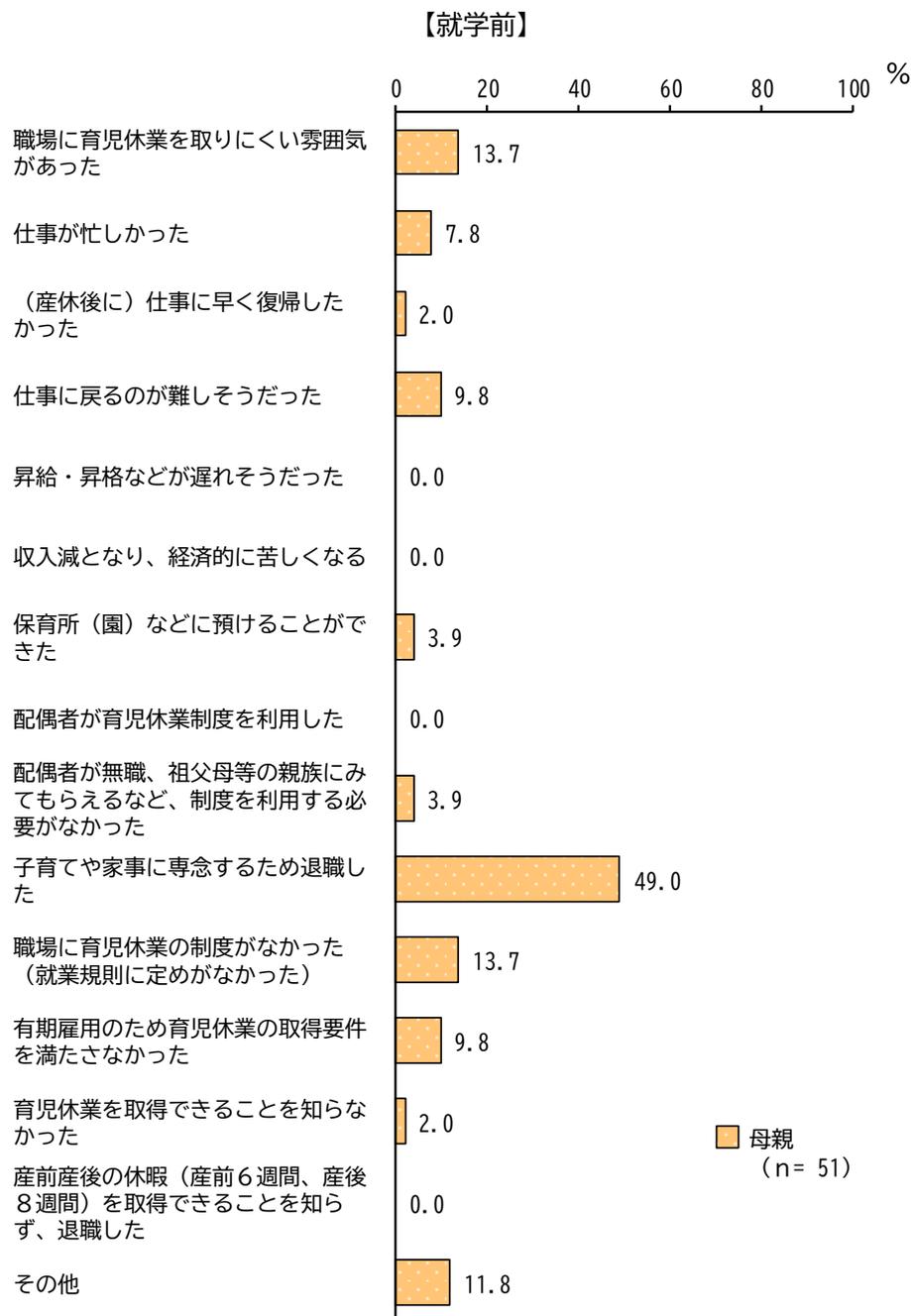
母親は、「取得した（取得中である）」が49.6%で最も高く、次いで「働いていなかった」が39.2%、「取得していない」が11.2%となっています。

父親は、「取得していない」が77.3%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が15.9%、「働いていなかった」が5.3%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

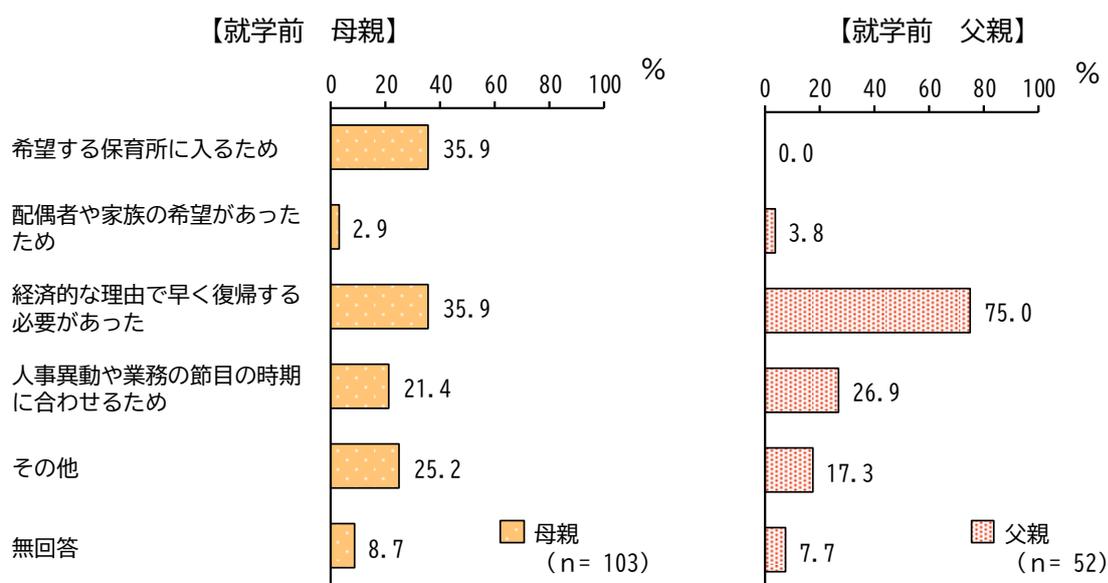
「子育てや家事に専念するため退職した」が49.0%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに13.7%となっています。



③ 希望の時期より早く職場復帰した理由

母親では、「希望する保育所に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要がある」がともに35.9%で最も高く、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が21.4%となっています。

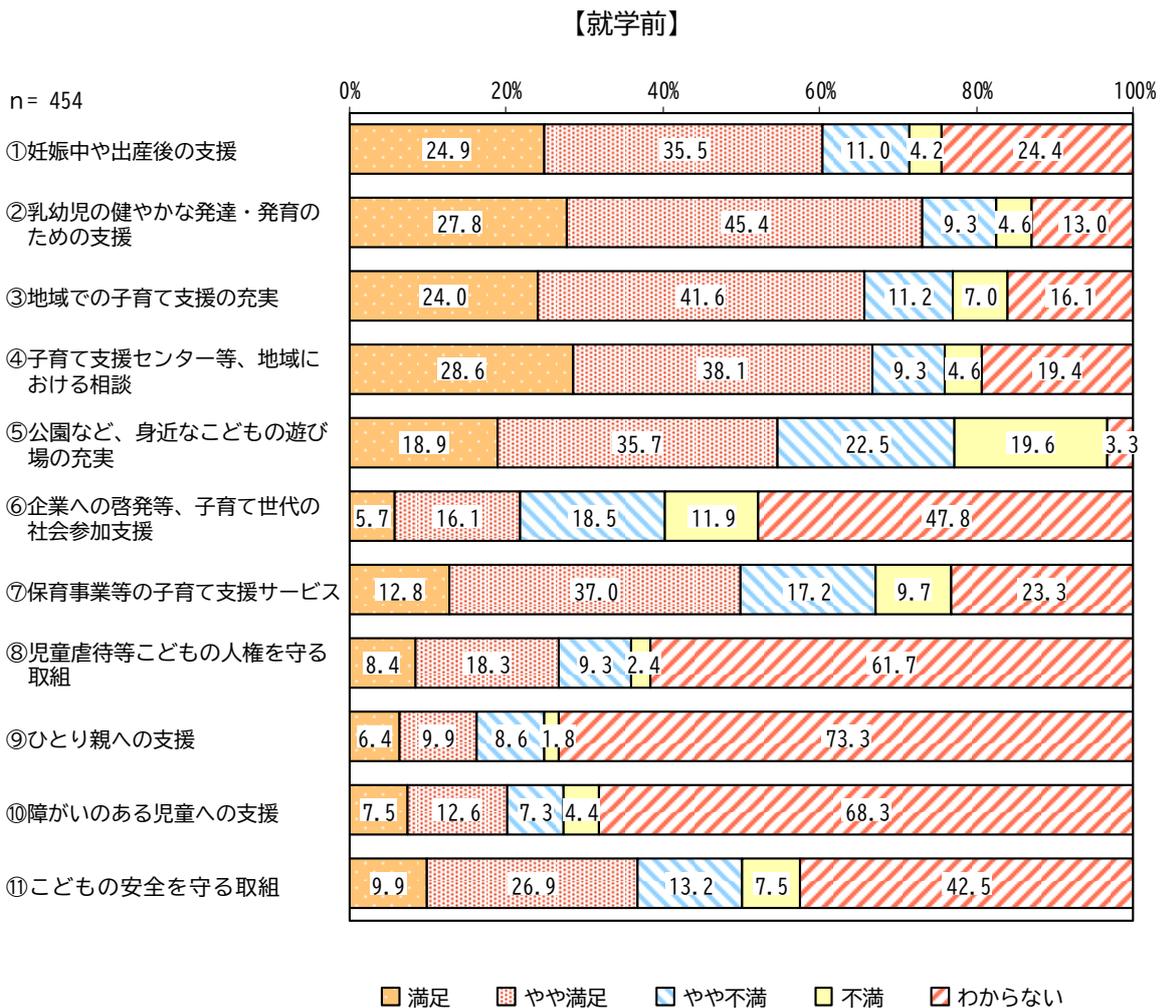
父親では、「経済的な理由で早く復帰する必要がある」が75.0%で最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が26.9%となっています。



(7) 子育て支援の現状に対する満足度について

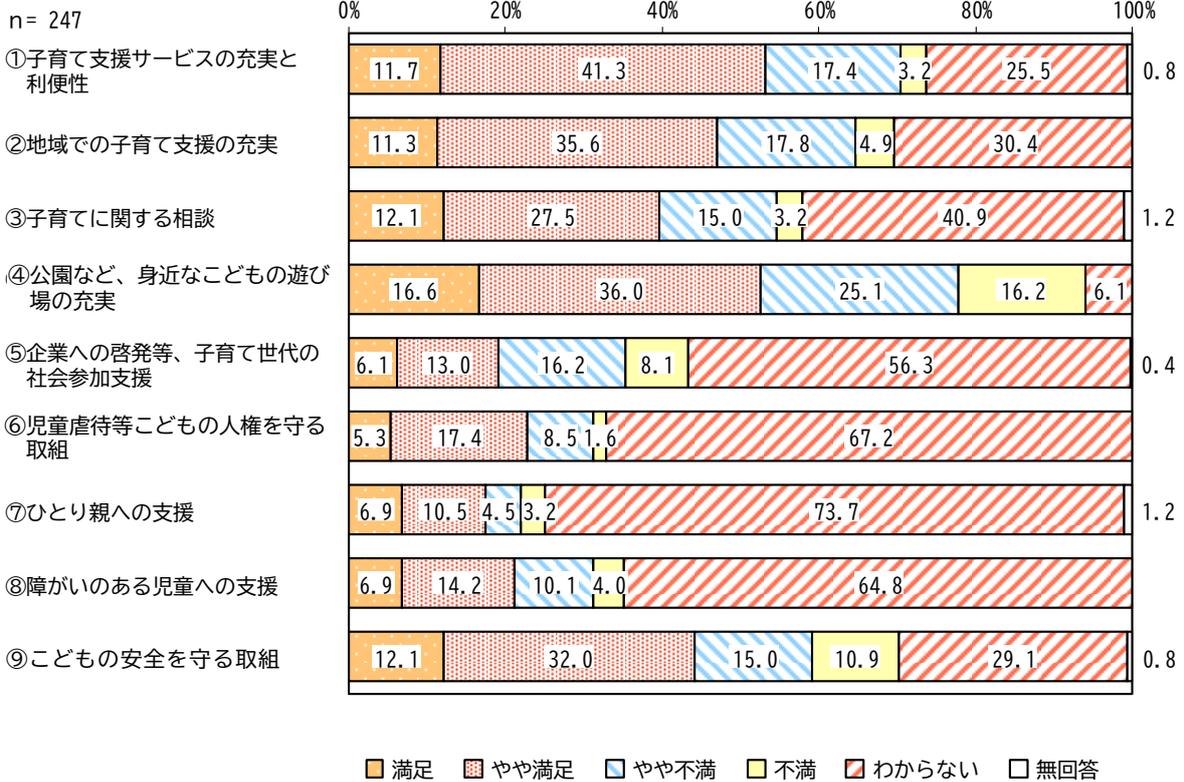
① 東浦町における取組の満足度

就学前では、「②乳幼児の健やかな発達・発育のための支援」が『満足』（「満足」と「やや満足」の計）（73.2%）で割合が高くなっています。一方、「⑤公園など、身近なこどもの遊び場の充実」が『不満』（「やや不満」と「不満」の計）（42.1%）で割合が高くなっています。



小学生では、「①子育て支援サービスの充実と利便性」が『満足』（「満足」と「やや満足」の計）（53.0%）で割合が高くなっています。一方、「④公園など、身近なこどもの遊び場の充実」が『不満』（「やや不満」と「不満」の計）（41.3%）で割合が高くなっています。

【小学生】

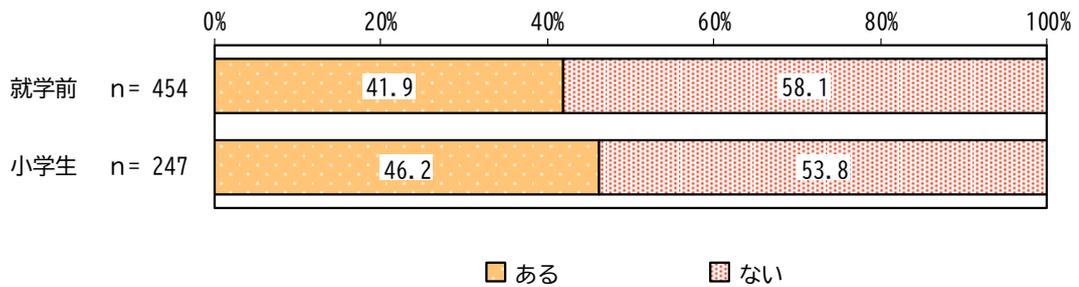


(8) こどもの生命と健康を守ることにについて

① こどものしつけについて、虐待との線引きに迷うことがあるか

就学前は、「ある」が41.9%、「ない」が58.1%となっています。

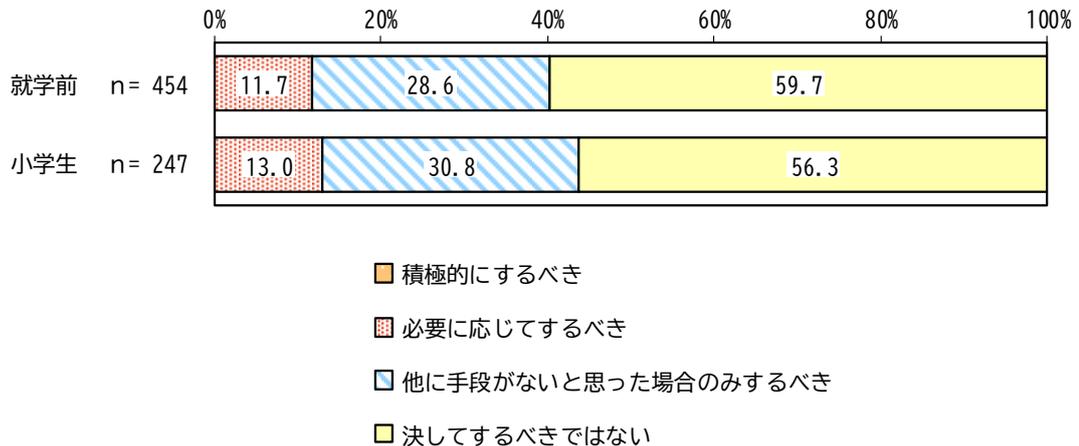
小学生は、「ある」が46.2%、「ない」が53.8%となっています。



② しつけのためにこどもに体罰をすることについて

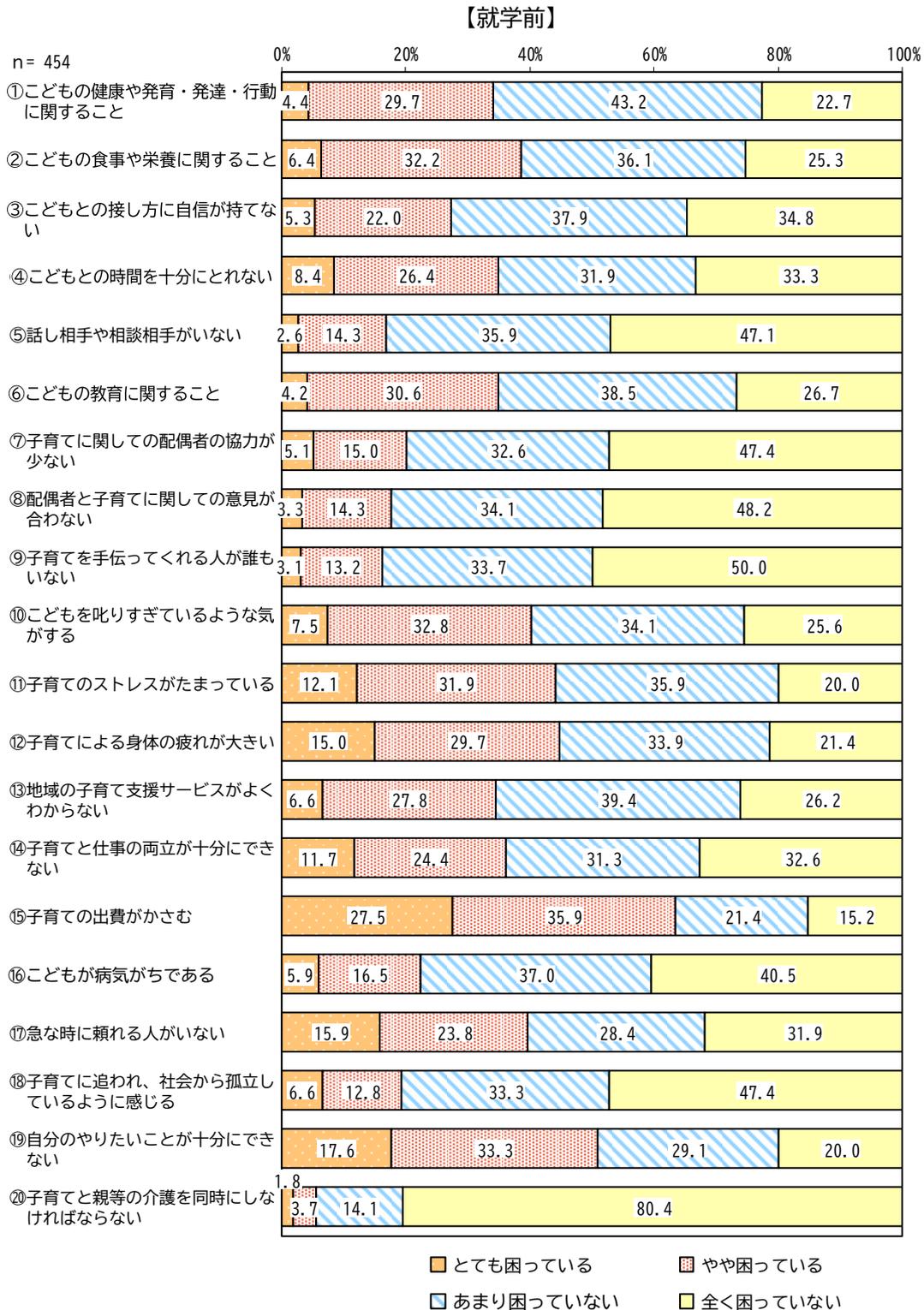
就学前は、「決してするべきではない」が59.7%で最も高く、次いで「他に手段がないと思った場合のみするべき」が28.6%、「必要に応じてするべき」が11.7%となっています。

小学生は、「決してするべきではない」が56.3%で最も高く、次いで「他に手段がないと思った場合のみするべき」が30.8%、「必要に応じてするべき」が13.0%となっています。



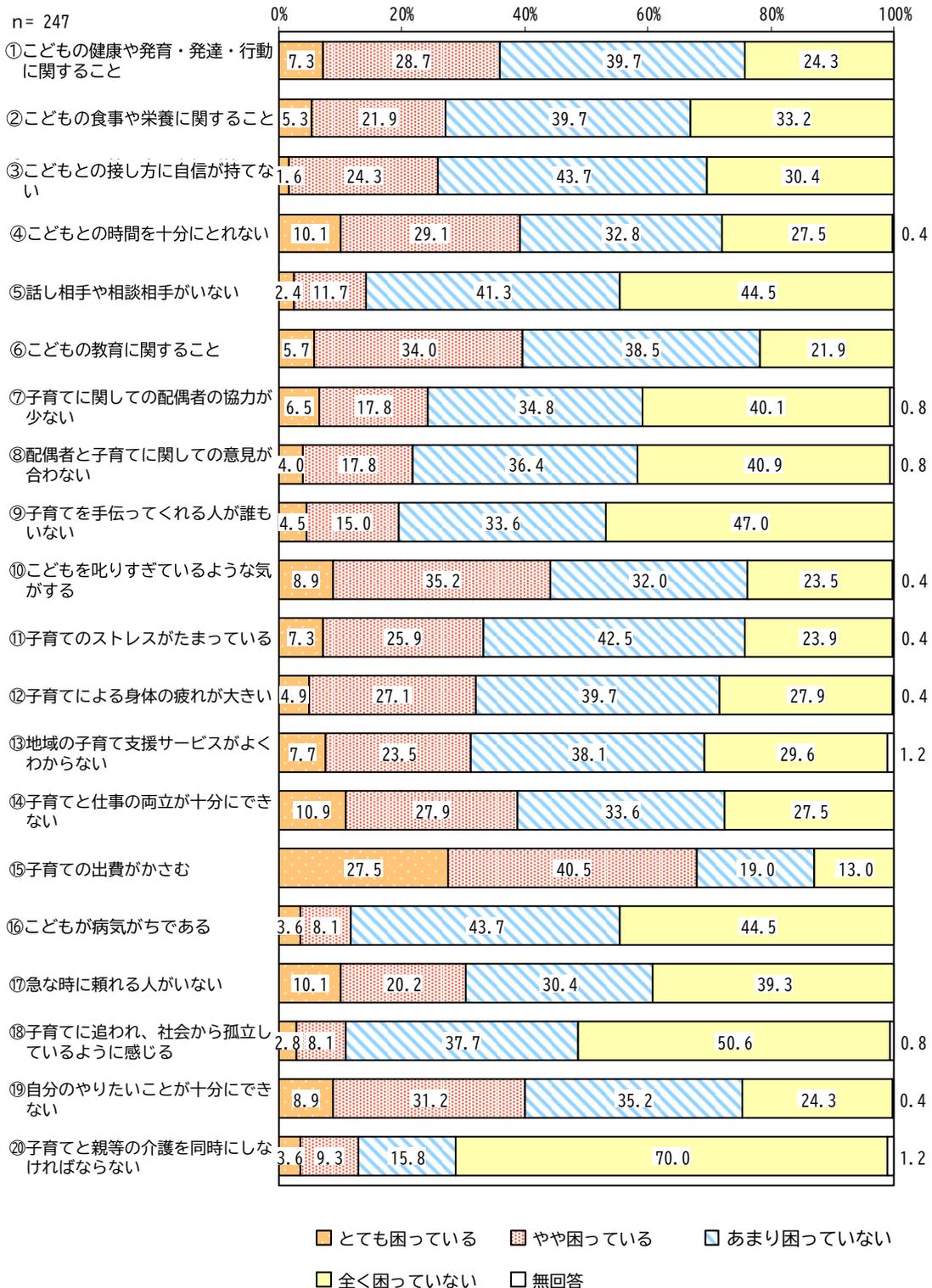
(9) 子育て等に関する困りごとについて

就学前では、「⑮子育ての出費がかさむ」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（63.4%）で割合が高くなっています。また、「②こどもの食事や栄養に関すること」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（38.6%）、「①こどもの健康や発育・発達・行動に関すること」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（34.1%）となっています。



小学生では、「⑮子育ての出費がかさむ」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（68.0%）で割合が高くなっています。また、「①こどもの健康や発育・発達・行動に関すること」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（36.0%）、「②こどもの食事や栄養に関すること」が『困っている』（「とても困っている」と「やや困っている」の計）（27.2%）となっています。

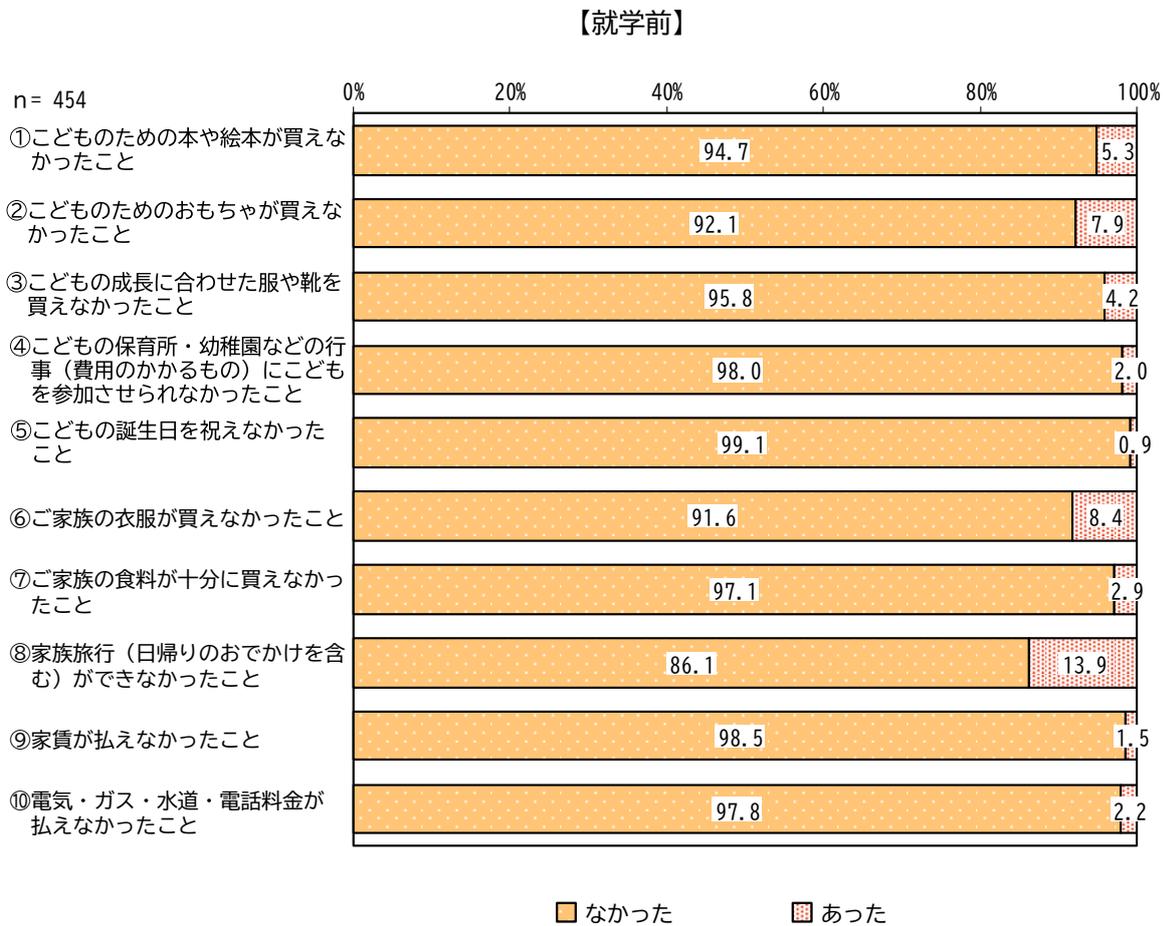
【小学生】



(10) 家庭の経済状況について

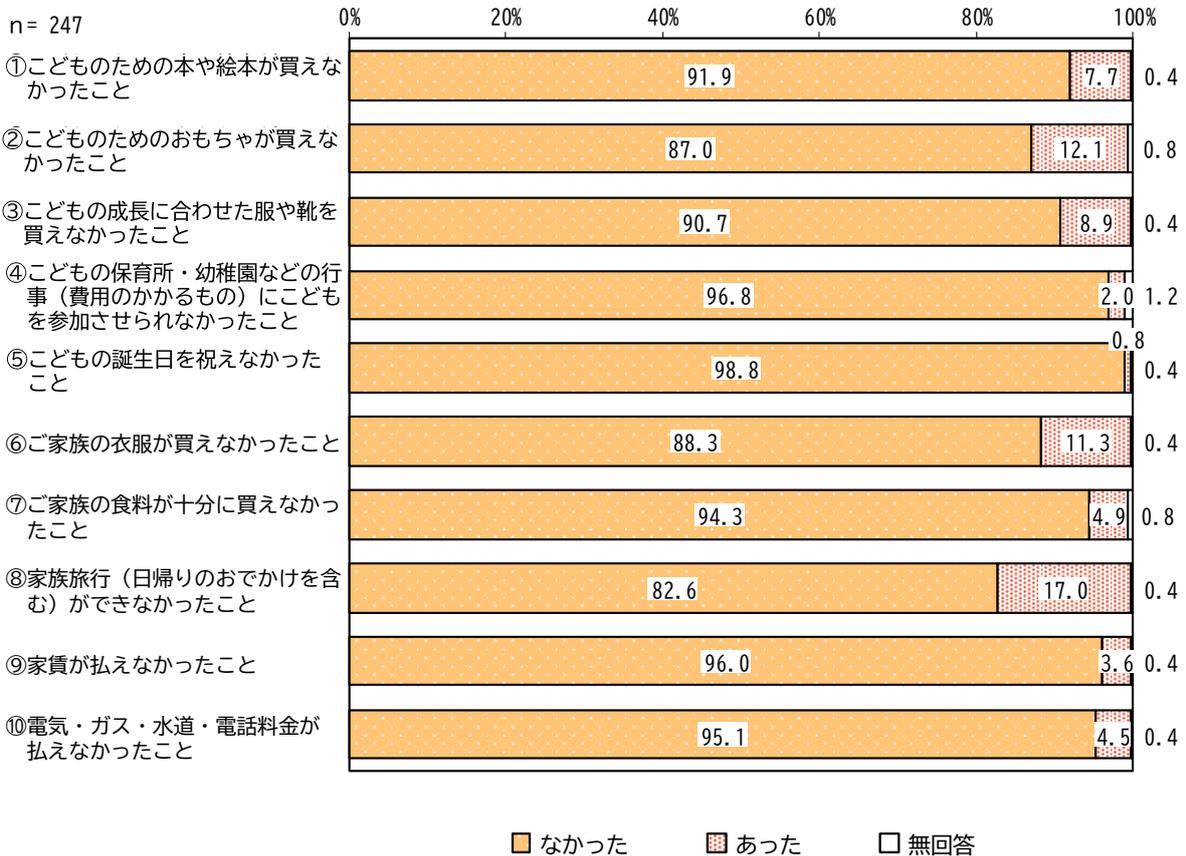
家庭で過去1年間に、経済的な理由でできなかったこと

就学前では、「⑧家族旅行（日帰りのおでかけを含む）ができなかったこと」が「あった」（13.9%）で割合が高くなっています。



小学生では、「②こどものためのおもちゃが買えなかったこと」「⑥ご家族の衣服が買えなかったこと」「⑧家族旅行（日帰りのおでかけを含む）ができなかったこと」が「あった」（12.1%、11.3%、17.0%）で割合が高くなっています。

【小学生】



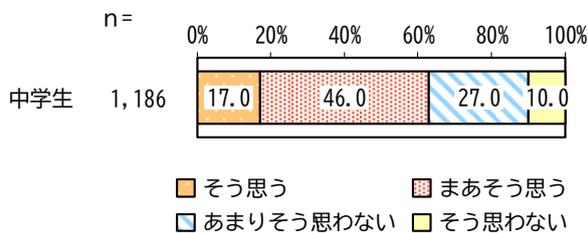
3 ヒアリング等からの意見

(1) こども本人へのアンケート調査

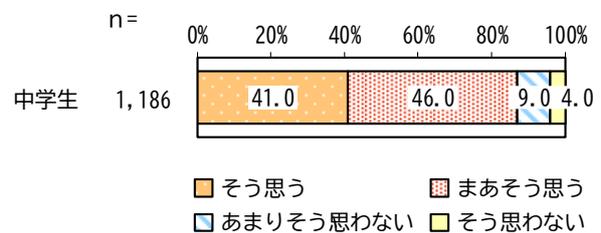
「今の自分が好きだ」と“思う”（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）割合は、小学生、中学生ともに6割半ばとなっています。また、「自分の将来について明るい希望がある」と“思う”割合が小学生、中学生ともに7割半ばとなっている一方で、「食料または衣類が買えなくてがまんした経験がある」について、小学生、中学生ともに1割程度が「そう思う」と回答しています。

また、「ヤングケアラー」という言葉の認知度は小学生に比べ中学生で高くなっています。

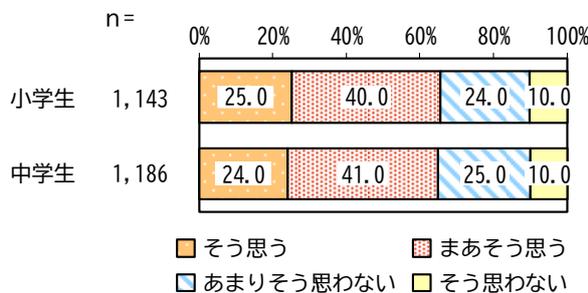
「こどもまんなか社会の実現に向かって
思っているか」



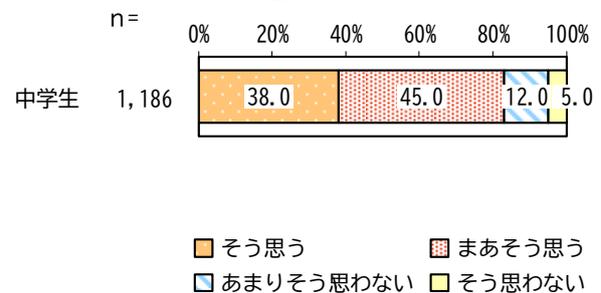
「今の生活」に満足しているか



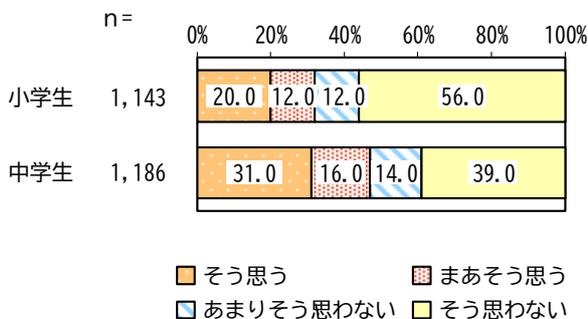
「今の自分が好きだ」と思っているか



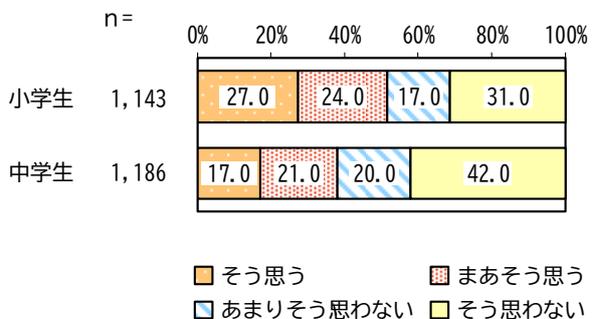
「自分には自分らしさというものがある」と思っているか



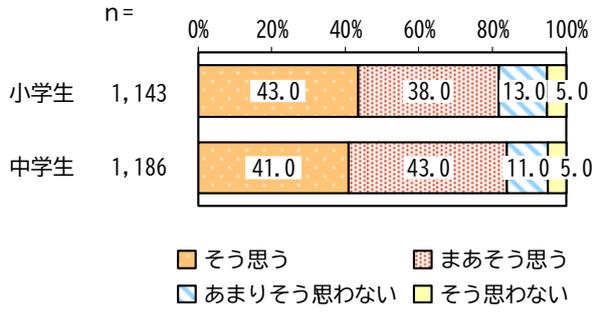
「ヤングケアラー」という言葉を知っているか



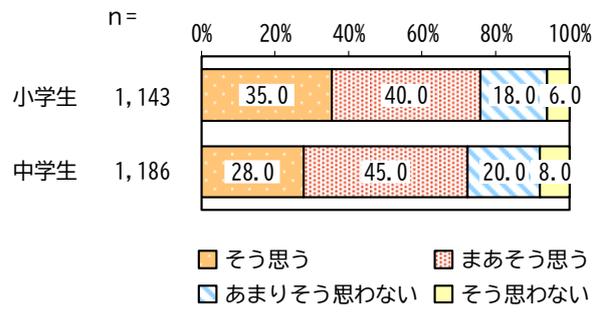
家族の中に自分がお世話している人がいるか



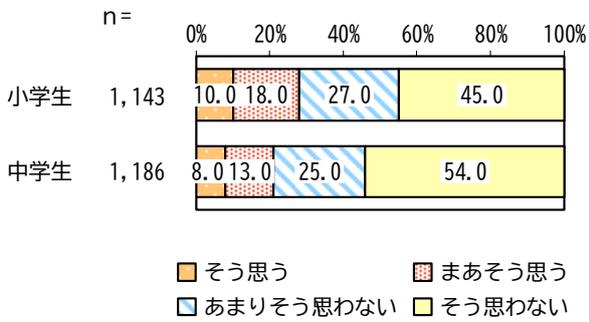
「どこかに助けてくれる人がいる」
と知っているか



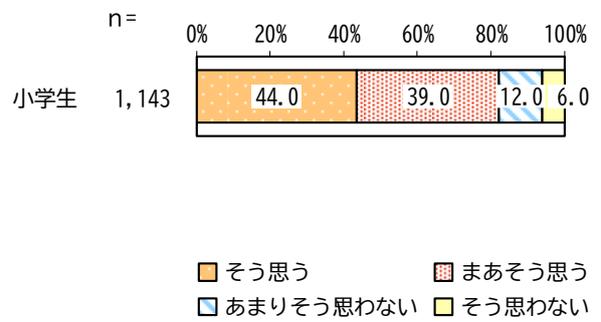
「自分の将来について明るい希望がある」
と知っているか



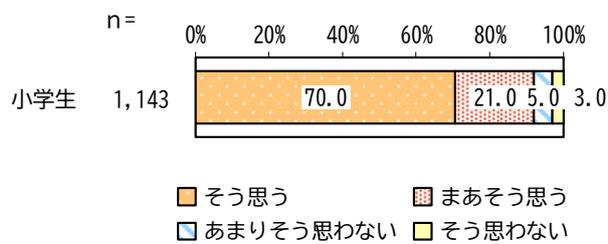
食料または衣類が買えなくて
がまんした経験があるか



学校は安全に安心して過ごすことのできる大切な場所だと思っているか



学校以外で安心できる場所が1つ以上ある



(2) こどもヒアリング調査

● 児童館をどう思うか。また、その理由

- ・【好き】 本を読んだり、いろいろなおもちゃや遊びがあって楽しくみんなに会えるから。
- ・【好き】 先生や他の学年の子と仲良くできて、色んな遊びができるから。
- ・【好き】 違う学校の子たちとも遊べるし、友達が増えていくから良い。
- ・【好き】 親が友達の家に行くのは許さないが児童館なら許してくれるから。
- ・【好き】 色んな意見を聞いてくれて私や他の人の意見を尊重してくれるところ。
- ・【好き】 年齢関係なく接してくれて、児童館外で起きたことも相談にのってくれたり、自分が悪い立場だとしてもしっかり最後まで意見を聞いてくれるから。
- ・【普通】 土日はやっていないから。
- ・【嫌い】 人が多くて勉強しにくい。
- ・【嫌い】 クラブの子にケガをさせられるから。
- ・【少し苦手】 嫌なことを人にされてもあまり相手にされないことがある。

● どんなときが楽しいか

- ・ 野球、けん玉、サッカー、バスケ、ラグビー、バレーボール
- ・ てんか、てんしき、漫画、工作
- ・ 友達と話したり遊んでいるとき。
- ・ 絵をかいたり、本を読んでいるとき。
- ・ 任天堂スイッチをするとき。
- ・ YouTube 楽しいし、おもしろい。
- ・ 家族と一緒に過ごすこと(旅行、キャンプ、食事、買い物)
- ・ 習い事(ダンス、和太鼓、ピアノ、チア、スイミング、書道)
- ・ 部活動・クラブ活動をしているとき。
- ・ クラスでレクリエーションをしているとき。
- ・ みんなで力を合わせてやるのが楽しい(クラスや友達)。
- ・ 友達と食事やお買い物、LIVE やカラオケ、旅行に行くとき〈大学生・若者〉。

●どんな場所や施設があるといいか

- ・サッカーコート、バスケットコート、ドッジボールコート、ハンドボール、バッティングセンター
- ・広い公園、プールのある公園
- ・ショッピングモール、スポーツ・アミューズメント施設
- ・図書館、陸上競技場、トランポリンがある施設(あまりないから)、卓球台
- ・障がいがある方たちが楽しめる場所
- ・於大公園プールをもどしてほしい。
- ・於大公園にジップラインがほしい。
- ・室内プール、雨の日でも遊べる施設
- ・静かに読書や動画を見ることができる施設
- ・遅くまで使えて充電ができる勉強スペース、防音スペース
- ・きれいなトイレを増やしてほしい。

●最近困っていること

【家庭】

- ・お母さんがかまってくれない。
- ・ごはんが全然食べられない(偏食)。

【友人】

- ・(他の人が) 囲碁の名前を知っていてもやり方を知らない(ため一緒に遊べない)。
- ・友達が無視したり仲間外れにしてくる。
- ・最近遊ぶ人がいないし、つまらない。

【学校】

- ・宿題の量が多い。
- ・体育館にエアコンをつけてほしい。
- ・給食が足りない。

【施設・その他】

- ・児童館や学校での悪口、オープンチャットのあらし
- ・天白公園が狭すぎてサッカーの練習ができない。
- ・団地に囲まれている公園でサッカーをしていると、人の家に入ってしまうので囲いを高くしてほしい。
- ・石浜駅に階段しかない(エレベーターがない)、ICカードがチャージできないこと。
- ・電車とうららの本数が少ない。
- ・タバコを喫煙所以外で吸わないでほしい。

●大人に言いたいこと

- ・いつもありがとう。
- ・スマホばかりじゃなくて子どもたちとも遊んで！
- ・なんでいつも「大人はいいの」って言うの？
- ・兄弟差別をしないでほしい。
- ・子どもを虐待するな。
- ・子どもに暴言とか暴力をふられているけど大丈夫ですか？(子どもにやられているとき)。
- ・家族以外の大人にも、もっと子どもの意見を聞いてほしい。
- ・学校でマラソンの走る距離が男子だけ長い。
- ・児童館の先生がいろんなことで怒ったり、ボールに当たった時笑ってきた。
- ・タバコを吸わないでほしい。

●東浦町にどのようなになってほしいか

- ・いじめ、不登校の子どものためにもっと力を入れてあげるといい。
- ・いじめで、ケンカが弱い人が逃げられる場所をつくってほしい。
- ・児童館で高校生からアルバイトできるようにしてほしい。
- ・児童館でお泊りできるようにしてほしい。
- ・街灯を増やせば習い事などの帰りも親が安心できる。
- ・道を広くしてほしい。
- ・自転車専用道路をつくってほしい。
- ・境川の自然を守ってほしい(絶滅危惧種の保護)。
- ・ボランティア活動の範囲を大きくしてほしい。

(3) 関係団体ヒアリング調査

●施設等の利用者の方に喜ばれていることや要望されていること

- ・担当する職員の不足。
- ・子育て短期(ショートステイ)については、緊急の場合も事前に予定する場合も、措置入所及び一時保護の状況によっては受け入れできない場合も多い。常時、受け入れ体制を整えておくことも運営上むずかしい。
- ・就学前の学習支援は、感覚統合で土台ができてから上に積みあがっていくスキルであるが、保護者にとっては見えやすい課題であったり、成長であったりするので気にされる方が多い。
- ・S T (言語聴覚士) が職員にいないため、療育の中での言語を伸ばす関わりに限定される。

●子どもたちをみて、貧困、障がい、外国籍など気になること

- ・両親が外国人の場合、親・子ども共に日本語が通じないことが多くあり、伝えたい事が伝わらない、親の問いに十分答えられない。
- ・保育室が障がい者向けになっていない為、使いづらい面がある。
- ・障がい…環境要因で遅れが生じている。こだわりなどの特性がでていることもあります。
- ・発達障害、知的ボーダーの児童が増えている。
- ・発達障害かな?と思う子がいる。毎日来ていたと思ったら急に来なくなる。継続した見守りの難しさを感じる。
- ・スマホ (SNS) ユーチューブなど、学校でもタブレット学習など、プログラミング教室等、便利だが、人とのコミュニケーション、人との関わり方が難しい。
- ・貧困家庭や外国籍のご家庭は当事業所には該当家庭がないが、町全体の事業所で見た際には、センターに集約されている印象を受ける。センターの役割として貧困家庭への支援に重点が置かれると、地域の事業所では対応が難しいと思われる困難ケースを受け入れる余白がなくなる懸念がある。

●子育てを支援する側からみた、保護者が子育て中に困っていることや不安を感じていること

- ・こどもとの愛着形成ができない。
- ・相談等する場所がない（知らない）ため、困っている方がいる。
- ・職場復帰してからの家事や育児の不安
- ・親やこどもの友だちづくり
- ・子育ての情報が多すぎて真面目な方は育児書通りでないと悩まれたりすることがある。
- ・発達特性と学習両方への適切な見立ての為の、検査やアセスメントが可能な学習支援の場所がない。
- ・母の発達や就園・就学の相談先が少ない（事業所に在籍中は事業所に話せる場合は大きな問題はない）。
- ・育てにくい（リスクがある）子の発達相談や、専門機関が少ない。
- ・引っ越しで地域の様子が分からなかったり、同じ子育て世代の交流の場が分からない。

●こどもや若者の居場所を取り巻く課題

- ・障がいを持った児童の社会参加の機会
- ・こども同士が交流できる場があるとよい（健常者・障がいがあるなしに関わらず）。
- ・乳児向けの公園が少ない。
- ・いろいろな場所やイベントがあってもあまり知られていない。
- ・不登校になったこどもの居場所が難しい。

●今後、必要と思われる支援や施策、町の子育て支援施策についての意見

- ・共働き世帯を支援する施策を充実してほしい。
- ・子育てに関する情報が気軽に得られる場が増えるとよい。
- ・小学校区に小中学生が気軽に立ち寄れる居場所がほしい。
- ・空き家やアパート、マンションの一角を利用した居場所づくり
- ・同世代の集いや多世代での小規模のアットホームな場所がたくさんあると良い。
- ・地域に生きるこどもたちを育てるにあたり、障がい・外国籍等にこだわらず地域と交流できる場ができるとうれしいです。
- ・未就園の親子に対する支援が少ない

4 こども計画策定に向けた課題

第2期子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに東浦町のこどもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育て家庭への支援について

課題1 多様な子育て支援事業の整備

本町では、多様化する保育ニーズに対応するため、保育・教育の一体化をすすめ、低年齢児保育や、延長保育、一時預かりなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取組をしています。また、子育て中の親の仲間づくりを促進するため、交流ができるような地域子育て支援拠点の充実も図ってきました。

アンケート調査では、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の利用希望については「認可保育園」が73.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が28.6%、となっており、「認定こども園」では利用実績より利用希望が高くなっています。

また、母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっており、フルタイムへの転換希望について、母親は就学前で39.4%となっており、フルタイムの増加により、保育所のニーズが今後も高まっていくことが考えられます。

今後、多様化する就労形態等の変化を踏まえ、官民連携し、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、土曜日や日曜日・祝日やこどもの病気やケガなどのときに対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、事業の対象者や事業の利用方法（手続き等）がわからない人もおり、保護者が必要としている事業が利用できるようサービス内容の周知を図る工夫が必要です。

また、アンケート調査では、放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学前保護者では「自宅」が57.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が54.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.4%となっており、小学生では、「自宅」が68.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が61.7%、放課後児童クラブ〔学童保育〕「その他（公民館、公園など）」がともに32.5%となっています。

こどもの放課後の過ごし方の希望では、自宅が多いものの、就労している母親が増加していることから、放課後を自宅でこどもだけで過ごすこどもが増えていると考えられます。こどもだけで家で過ごすことに不安を感じる保護者も多い中、こどもの安全を確保しつつ、居場所を提供するためにも、放課後児童クラブを利用しやすくすることが必要です。

また、自宅で過ごすこどもも増えており、放課後児童クラブ以外の地域のこどもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

課題2 ひとり親家庭の自立支援の推進

本町では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を目指し、就業に向けた支援、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制の充実を図ってきました。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、遺児手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われることが必要です。また、様々な課題に対し、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化が必要です。

課題3 母とこどもの健康の確保

本町では、こどもの成長発達段階での健康診査や、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育に努め、妊娠期からの健康教育や相談事業にて、育児不安の軽減に努めてきました。また、子育て期で、親の生活習慣と健康意識向上を図るとともに、こどもが健やかに成長していけるよう努めてきました。

アンケート調査では、子育てをされていて感じる困りごとについて、気軽に相談できる人や場所のない人が2割程度いることから、妊娠期から乳幼児期までの支援の連続性を維持するため、より多くの相談先や、適切な情報提供が必要です。

また、こどもや母親の健康の確保においては、健康診査や相談の利用促進、情報提供の充実など、継続的な支援が必要です。

さらに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化が必要です。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPO法人などの民間団体とも連携しながら、取組を進めることが必要です。

課題4 子育ての悩みや不安への支援

本町では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため諸制度の周知を図り、既存の各種経済的支援制度を活用した助成の維持・拡大に努めてきました。

アンケート調査では、子育てをされていて感じる困りごとについて、「子育ての出費がかさむ」が、就学前保護者で63.4%、小学生保護者で68.0%と高くなっています。

今後も安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が求められています。また、貧困家庭やひとり親世帯等に対しては、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められます。さらに、不安を抱える家庭が悩みを気軽に相談できる場や、安心できる人との関係づくりが必要です。

課題5 児童虐待防止対策の推進

本町では、こどもを虐待から守り、こどもが安心して生活できるよう、「東浦町児童虐待防止対策計画」を実施し、地域や関係機関等が連携して虐待の未然防止をするとともに、早期発見・早期対応に努めてきました。

児童虐待の未然防止、早期発見・対応のためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。

(2) こどもにとって良質な教育・保育の提供

課題6 教育・保育の体制の充実

本町では、こどもたちに基本的な知識・技能など、主体的に学習に取り組む態度を身につけさせるため、教育・保育の体制の充実を図っています。また、各園がその特質を生かした教育を推進し、就学前教育・保育の充実に努めてきました。

アンケート調査では、子育てをしていて感じる困りごとについて、「こどもの教育に関すること」が小学生保護者で39.7%となっています。

こどもへの教育を充実するため、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、自分に自信が持てるような機会や支援が必要とされており、こどもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。

さらに、規則正しい食習慣の実践や、共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。また、こどもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など学校保健を推進することが必要です。

子どもや学校の抱える問題の解決、未来を担う子ども達の豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。そのために、学校は「開かれた学校」からさらに一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」への転換、及び、コミュニティ・スクールのより一層の推進が求められています。

課題7 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との連携

本町では、こどもの発達や学習には、幼稚園・保育園・小学校の連続性が必要であり、学ぶ意欲や自立心を高める取組を進め、「生きる力」を育むよう努めています。

そのため、家庭を離れ、多くの時間を過ごす幼稚園・保育園、小学校の場で、同年齢や異年齢のこどもとの関わり合いによる経験を確保し、連携した質の高い教育・保育の充実を図ってきました。

アンケート調査では、子育てをしていて感じる困りごとについて、「こどもの教育に関すること」が就学前保護者で34.8%となっています。

地域や家庭の環境に関わらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

さらに、小・中学校の教育情報を保育所や幼稚園及び高等学校に積極的に提供するとともに、異校種の連携を強化することで、教育課程の接続、児童・生徒の心身の健全育成について共に取り組む事が必要です。

(3) こどもの育ちを支える安全・安心な環境の整備

課題8 配慮が必要なこどもへの支援

本町では、こどもの障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めるため、障がいのある児童等の発達を支援し、地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童、及びその家族のライフステージに対応する支援を図ってきました。また、外国人児童への支援も努めてきました。

アンケート調査では、障がいのある児童への支援について、満足している割合が2割程度、不満の割合が1割程度となっています。

今後、障がいのあるこども・若者の支援については、乳幼児健診等を活用し、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。

また、地域生活支援拠点等の充実や重層的支援体制整備事業の実施などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。

さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化するとともに、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。

また、外国につながるこどもたちは日本語指導が必要であったり、文化的な違いから学校生活への適応は難しいことがあります。一人ひとりの状況に応じた日本語教育・指導の一層の充実や相談体制の強化が求められます。

課題9 こどもの安全・安心な居場所づくり

地域社会におけるつながりは希薄化しており、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談やこどもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。そのため、地域で子育て家庭を支援し、こどもの育ちを支えるという意識とともに、身近な交流の場の確保や、地域の団体や関係機関との連携強化を図り、子育て・子育ての応援ができる地域社会の実現に努めてきました。

アンケート調査では、こどもの安全を守る取組について、満足している割合が4割程度、不満の割合が2割程度となっています。

今後も、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

課題 10 子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

仕事と生活の調和の実現に向け「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、社会全体の運動として広げていく必要があるとされており、本町では、啓発のみではなく、女性が出産後も仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供など、基盤整備を図ってきました。

アンケート調査では、育児休業の取得について、母親は、「取得した（取得中である）」が49.6%と最も高くなっていますが、父親は、「取得した（取得中である）」が15.9%と母親よりもかなり低い状況になっています。母親の育児休業を取得していない理由は「子育てや家事に専念するため退職した」が49.0%で最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに13.7%となっており、就労環境に対する意見があがっています。

さらに、育児休業取得後の職場復帰が希望した時期より早く復帰した理由に関して「希望する保育所に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要がある」などが理由として挙げられています。

そのため、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

今後も、育児休業制度の整備とともに、育児休業や有給休暇の取得が容易である職場の環境づくりが必要です。

課題 11 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

本町では、誰もが安心して子どもを産み育て、ともに暮らす人が協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めてきました。また、性別に関わらず、誰もが社会のあらゆる場で活躍できるよう、男女共同参画のまちづくりに努めてきました。

アンケート調査では、子育てをされていて感じる困りごとについて、「子育てに関する配偶者の協力が少ない」の割合が就学前、小学生保護者で約2割となっています。

男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を協力して担っていくことが求められており、日常生活において男女共同参画の意識を高めるために、男女共同参画意識向上のための講座の実施や情報提供が必要です。



第 3 章

計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

「第6次東浦町総合計画」では、「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」を将来の目指すまちの姿としています。この目指すまちの姿の実現に向け、社会福祉と次世代育成の分野においては、「子どもの立場が大切にされる地域をつくります」「地域の関係機関と連携して子どもを育みます」「生きる力を育む、特色ある学校づくりを目指します」を目標に掲げ、こどもが地域で健やかに育ち、低年齢児からの切れ目のないこども支援と、豊かな未来をひらくこどもが育つ特色ある学校づくりができるまちを目指しています。

また、こども大綱において、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」と「第6次東浦町総合計画」の目指すまちづくりの実現に向けて、「のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる笑顔あふれるまち」を基本理念とします。

基 本 理 念

**のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる
笑顔あふれるまち**

2 基本的な視点

視点1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担うと同時に今を生きる個人であり、保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく権利の主体です。こども・若者の多様な人格と個性を尊重し、最善の利益を図りつつ、権利が保障されたこども・若者が必要な情報を学び将来を選択し、安心して意見を述べたうえで、その意見が反映される環境を整えます。また、特に声を上げにくい状況のこども・若者に配慮して社会全体で自己実現を後押しし、固定的な性別役割や特定の価値観を押し付けず、差別や権利侵害から守り、こども・若者の視点を基盤とした施策を推進します。

視点2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者の意見表明と社会参画は、社会への影響力を持つため重要であり、こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重し、意見形成を支援しやすい環境を整えます。特に困難な状況にあるこども・若者や声を聴かれにくいこども・若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者の意見も重視し、多様な形で発する思いや願いを汲み取るため十分な配慮をします。安全で安心して意見を述べる場をつくり、それを施策に反映しフィードバックを行うことで、施策の質を向上させ、さらなる意見表明を促進することで、民主主義の担い手を育成します。

視点3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から青年期までの様々な体験を通じて成長し、自分らしく社会生活を送れるようになりますが、この成長過程は個々の環境に大きく依存し、継続的な支援が求められます。そのため、義務教育や成年年齢に関係なく、必要な支援を切れ目なく提供し、こどもが円滑に成人期へ移行できるよう、社会全体で支援します。また、子育ては乳幼児期だけでなく、妊娠期から始まり社会に出るまで続くものであり、経済的な不安や孤立感なく子育てできる環境を整えます。

視点4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、 すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せを損ね、社会の安定を脅かします。貧困と格差を解消することは、子どもが健やかに成長するための基盤であることから、子どもが自己肯定感を持ち、安心して成長できるよう、安定した愛着の形成を保障し、様々な学びや体験の機会を提供します。必要な支援が受けられる環境を整え、特に困難な状況にある子どもや家庭にきめ細かい支援を行います。また、支援が必要な子どもや家庭が情報を得やすく、適切な支援を受けられるように、地域の関係機関や民間団体が連携して支援を提供します。

視点5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・ 考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに 関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で活躍できるように、仕事と生活のバランスを保ちながら将来に希望を持てる社会を目指します。結婚や子育ての選択は個人の自由であり、多様な価値観を尊重し、どの選択も不利にならない環境を整備します。また、共働き世帯が増加していることから、共働き・子育てを推進し、男性の育児参加を促進して固定的な性別役割分担を見直します。地域社会全体で若い世代と子育てを支える意識を醸成し、持続可能な社会を築きます。

視点6 施策の総合性を確保するとともに、各関係機関との連携を 重視する

子どもや若者が安心して成長できる環境を整えるため、子どもの権利条約を遵守し、子ども・若者会議の知見を活用するとともに、関係団体や関係機関との連携を強化しながら子ども施策を推進します。

視点7 地域でどのような子どもを育てるのかという目標・ビジョンを 共有し、様々な担い手により地域全体で子どもの支援に関わる

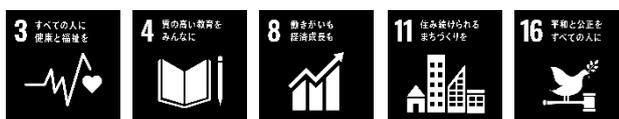
家庭や行政だけでなく、地域、保育園、認定子ども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を自らの課題としてとらえ、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを様々な担い手と共有していきます。すべての子どもの豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれ

の役割を担いながら、地域全体で積極的に関わっていきます。

3 基本目標

基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

こどもの幸せな将来の実現に向け、こどもの権利を尊重し、ライフステージに応じて、結婚から結婚した後まで、こどもやその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。そのため教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、次代の親の育成など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。



基本目標2 子育て・子育てを支援します

こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。



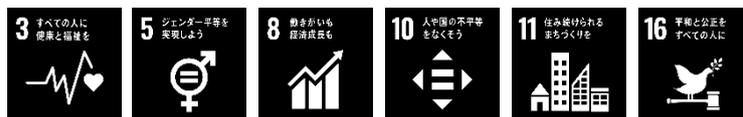
基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を確保します。

さらに、すべての小中学校校区で導入されているコミュニティ・スクールにおいて、学校・家庭・地域の連携のもと、地域住民が学校運営に参画することにより、地域とともにある学校づくりを進めます。

地域の大人がこどもに関心を持ち、主体的に学習支援やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもが地域社会の中で見守られ、心豊かで健やかに育つ環境づくりを進めます。

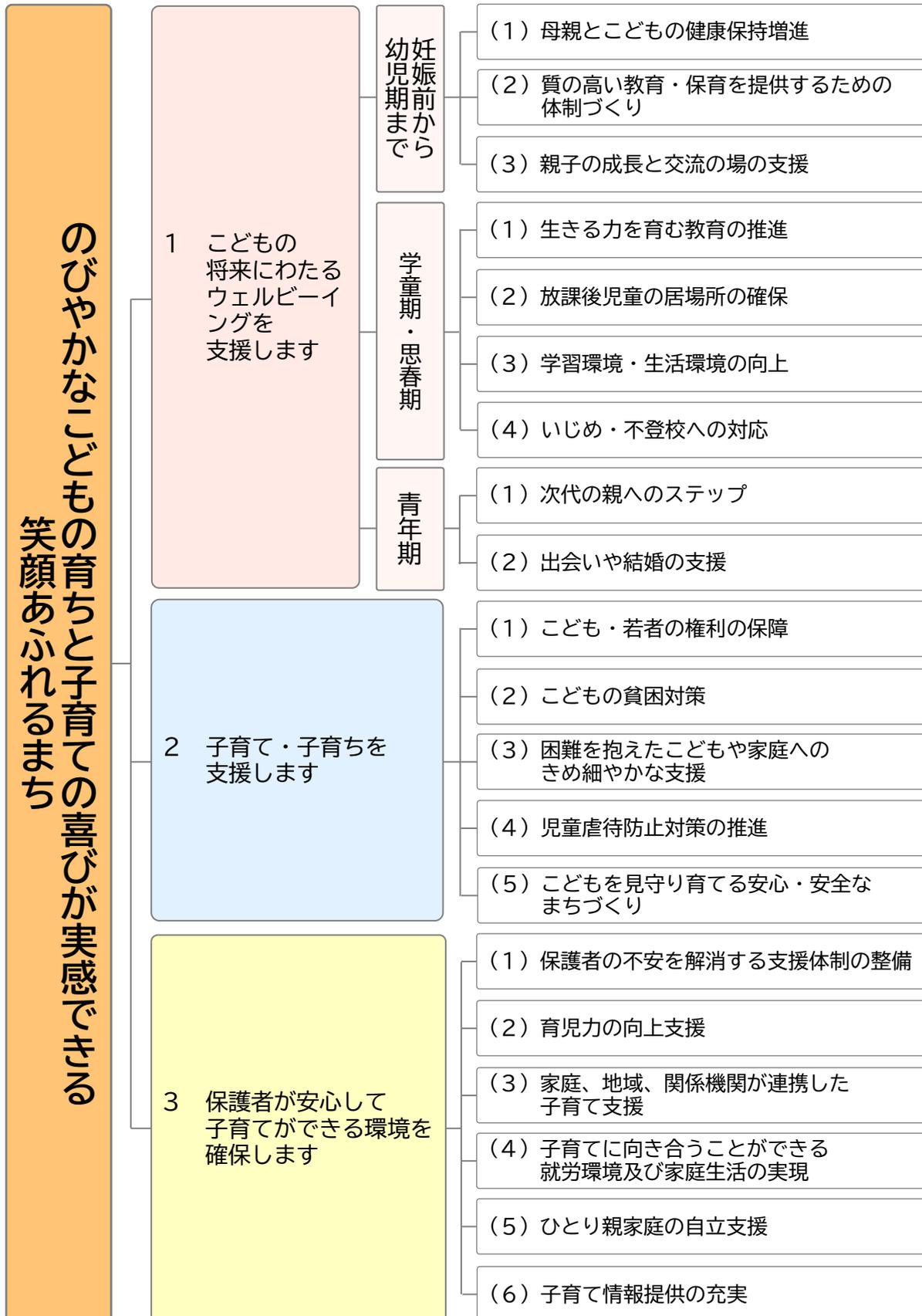


4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



第4章

施策の展開

基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

1-1 妊娠前から幼児期まで

(1) 母親とこどもの健康保持増進

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につながることで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------|---|---------|
| 利用者支援専門員相談業務 | 妊娠や出産の不安を軽減するため、利用者支援専門員の相談業務を実施します。 | 児童課・健康課 |
| 不妊治療費補助事業 | 不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。 | 保険医療課 |
| 妊婦医療費補助事業 | 妊婦の健康保持増進を図るとともに、経済的負担を軽減するため、入通院時の医療費を補助します。 | 保険医療課 |
| 多胎妊婦健康診査 | 多胎妊娠の妊婦健康診査に係る費用などの経済的負担の軽減と安心・安全な出産をサポートします。 | 健康課 |
| 母子健康手帳の交付 | 母子の健康管理のため早期に母子健康手帳交付をし、交付時に健康教育を合わせて実施します。 | 健康課 |
| 出産・子育て応援給付金・伴走型相談支援 | 経済的負担の軽減のため、妊娠届出時と生後4か月までのこにちは赤ちゃん訪問時に出産・子育て応援給付金を支給します。 すべての妊婦・子育て家庭が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援と経済的支援の一体的実施を継続します。 | 健康課 |
| 助産師電話・妊婦訪問 | 妊娠8か月頃の妊婦に対し、助産師等が電話・訪問します。 | 健康課 |
| 妊産婦・乳児健康診査 | 妊産婦や乳児の健康診査を行います。また母子の健康を守り、安心して出産できるよう、妊産婦や乳児の健康診査を推進します。 | 健康課 |
| 妊産婦歯科健診 | 妊産婦の歯科健診を実施します。 | 健康課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------------|---|----------------------|
| マタニティ教室 | すべての妊婦を対象に、出産や子育てについて、助産師等による教室を開催します。 | 健康課 |
| 訪問指導 | 妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児及び保護者を対象に、助産師・保健師による保健指導等を行います。 | 健康課 |
| 産後ケア事業 | 産後1年未満の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を受ける費用の一部を助成します。 | 健康課 |
| 未熟児養育医療給付事業 | 未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、必要な医療の給付を行います。 | 保険医療課 |
| 子育て支援ヘルパー | 家事・育児が困難な世帯やヤングケアラーのいる世帯に対し、子育て支援ヘルパーを派遣します。 | 児童課 |
| お誕生おめでとう電話 | 産後2～4週頃のすべての産婦に電話します。 | 健康課 |
| 乳児家庭全戸訪問 | 乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月頃までに助産師・保健師がすべての家庭を訪問します。 | 健康課 |
| 予防接種 | 乳幼児を感染症から守るため、各種予防接種を行います。 | 健康課 |
| 赤ちゃん教室 | 育児、事故予防、ホームケア、離乳食についての教室を行います。 | 健康課 |
| 乳幼児健診等 | 4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。 乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、必要な健康診査及び保健指導を行う乳幼児健康診査を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 | 健康課 |
| 赤ちゃんのホッとスペース・赤ちゃんのホッと広場 | 生後6か月までの赤ちゃんと保護者が集まり、仲間づくりや専門職へ相談できる機会をつくります。 | 健康課 |
| 乳幼児歯科健診 | 1歳6か月児・2歳2か月児・3歳0か月児の健診において歯科健診、フッ素塗布・ブラッシング指導を行います。1歳1か月児（歯っぴー相談）は、ブラッシング指導を行います。 | 健康課 |
| げんきっ子教室 | 2歳から未就園までの親子を対象に運動、栄養及び歯科の教育を実施します。 | 健康課 |
| 未就園児健康相談 | 保育園、幼稚園の未就園児を対象として、身体測定等を行います。 | 健康課 |
| 親子心理相談 | 臨床心理士による個別相談を行います。 | 健康課 |
| 子ども医療助成事業 | こどもの健康を守り、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の自己負担分を助成します。 | 保険医療課 |
| 保育園での食育の推進 | 日常の給食指導の他、夏野菜やサツマイモ等の栽培体験、紙芝居などを通じ、食べることへの興味を持たせ、大切さを伝えます。また献立表・給食だよりの配布により食への関心を高めます。 | 保育園 |
| 子育て・育児相談 | 乳幼児の子育てについて、知識や経験豊富な保育士や保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが電話や面接により相談に応じます。 | ひがしうら総合子育て支援センター/健康課 |

(2) 質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。また、教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------|---|-----------|
| 保育所等の官民連携 | 町立保育園の民営化、民間保育所の新設、誘致を含めた官民連携において課題に対応します。 | 児童課 |
| 保育園による通常保育の実施 | 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。 | 保育園・児童課 |
| 教育に関わる保育 | 町内の認定こども園、町外の認定こども園、幼稚園も含め広域利用できるよう調整し、利用方法等周知していきます。 | 保育園 |
| 教育・保育施設同士の連携強化と積極交流 | 一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図ります。 | 児童課・学校教育課 |
| 適切な施設整備の実施 | 良好な保育環境等を維持するため、公立保育園や児童館、ひがしうら総合子育て支援センターの空調整備やトイレ改修などの環境改善事業を東浦町公共施設個別施設計画に基づき、実施します。 | 児童課 |
| 保育 ICT システムの導入 | 保育園に登降園・保育士サポートシステムを導入します。 | 児童課 |
| 認可外保育施設補助 | 乳幼児が認可外保育施設に入所した場合は保育料の補助をします。 | 児童課 |
| 延長保育事業 | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時までの延長保育を実施します。 | 児童課 |
| 一時預かり事業 | 施設保育の隙間を埋める事業として、保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、短期的、一時的な預かり保育事業を実施することにより、子育て家庭への支援及び児童の福祉増進を図ります。 | 児童課 |
| 緊急保育 | 産前産後など緊急時の保育の受入施設の充実化を検討します。 | 児童課 |
| 家庭保育支援 | 就園せずに自宅で子育てをする世帯に育児支援金を支給することを検討します。 | 児童課 |
| 学校教育との連続性と一貫性の重視 | 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させます。遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼・保・小の連携を強化しながら双方の質の向上を図ります。 | 児童課・学校教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------|---|------------------|
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生児童を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。 | 児童課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者とその援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| 病児・病後児保育事業 | こどもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等での保育を実施します。 | 児童課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者が病気や育児疲れなどの理由により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で一時的に児童を預かります。 | 児童課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供及び家庭で子育てをする方への支援を行うことにより、こどもたちが健やかに育つまちを目指します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| 利用者支援事業 | 教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |

(3) 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------------------|--|------------------|
| 子育てサロン (ねんねコース・はいはいコース) | 乳児の親子を対象に、知識、情報の提供、親同士の交流の場を開催します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| つどいの広場事業 | ひがしうら総合子育て支援センターで親の孤立防止、情報交換、親子交流の場を提供することを目的に、つどいの広場事業を行います。同事業を行っている子育て団体へも補助を検討します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| 双子・三つ子ちゃんの会 | 未就園の多胎児を持つ保護者とその児がふれあい遊びなどを通して交流や情報交換を行います。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| こあらの日 はなはなベビィ | 児童館で0歳から2歳半前後までの就園前の乳幼児とその保護者を対象に、親子でふれあい遊びを楽しんだり、子育てについて情報交換をし、親同士の交流の場とします。 | 児童館 |
| 自由来館 | 親の気分転換・孤立防止のため、児童館を交流の場として開放します。 | 児童館 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------|---|----------------------------|
| 地域交流事業 | 全保育園において週1日程度園庭と保育室等を開放します。就園前児童とその保護者が自由に遊ぶ場を提供し、異年齢交流の場とします。 | 保育園 |
| 保育園世代間交流事業 | 老人クラブ等との交流を行い、世代間の交流並びに地域の人材活用に努めます。 | 保育園 |
| ブックスタート事業 | 絵本の配布を通して、親子で絵本を開く楽しい体験と心ふれあう時間をつくるとともに、子育て関連施設に足を運んでもらうきっかけとします。 | 生涯学習課・健康課・ひがしうら総合子育て支援センター |
| 育児講座 | 乳幼児に関する講演会、親子で楽しめる講座、保護者の方のリフレッシュとなる講座を行います。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| パパ広場 | 毎月第4土曜にパパ広場を開催します。パパとお子さんが一緒に工作をしたり、体操をしたりと楽しいプログラムを用意します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| サークル支援 | 「子育ての仲間で作りたい」「一緒に子育てを楽しむ仲間がほしい」など、子育ての情報交換や友達作りを目的としたサークル活動を応援します。サークル活動で利用するおもちゃ等の貸し出しを行います。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| ピヨピヨうらん Day | 毎月第4土曜日にピヨピヨうらん Day を開催します。はいはいまでのお子さんを持つ保護者同士、テーマにそったおしゃべりを楽しみながら、情報交換をしたり、子育ての仲間づくりをします。 | ひがしうら総合子育て支援センター |

1-2 学童期・思春期

(1) 生きる力を育む教育の推進

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|------------------|---|---------------------|
| 小学校 | 3年生～6年生の児童に次の講義を行います。 ・性の指導（保健、学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（保健、学級活動） | 学校教育課 |
| 中学校 | 1年生～3年生の生徒に次の講義を行います。 ・性の指導（保健体育・学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（保健体育・学級活動） | 学校教育課 |
| 地域の人材を生かした教育 | 授業やオープンタイム、その他の活動を地域の方をゲストティーチャーとして招き、こどもたちが実践的な体験活動ができる機会を提供します。 | 学校教育課 |
| ボランティア活動など体験学習 | サマーボランティア活動や職場体験活動等の体験学習を通じ、豊かな心の育成を図ります。 | 学校教育課 |
| 現職教育の推進 | 保育園、小中学校における現職教育、各研究部による研究、国内研修事業を推進します。 | 学校教育課・児童課 |
| いのちを大切にする教育 | 望まない妊娠を防ぐため、小・中・高校生を対象に「いのちを大切にする教育」授業を実施します。 | 健康課 |
| 小中学校での食育の推進 | 小中学校全学年に給食指導を行います。また、食と関連した事柄を学習の中で広く学ぶ機会を提供します。 | 学校教育課 (学校給食センター) |
| 国際交流の推進 | グローバル教育や国際交流を進め、また、こども同士の交流や異文化交流等を進めます。 | 住民自治課・学校教育課 |
| キャリア教育・起業家教育等の推進 | キャリア教育・起業家教育等を進め、こどもの「やりたい」を応援します。 | 学校教育課 |

(2) 放課後児童の居場所の確保

放課後に安心してこどもが過ごすことできる場として、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを推進します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-----------------|--|---------------|
| 放課後児童健全育成事業 | 適切な遊び及び生活の場を提供するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、児童クラブ事業の充実を図るとともに、民営化についても検討します。また、防犯面や交通安全面なども考慮し、小学校での児童クラブの実施を検討・調整します。 | 児童課・ 学校教育課 |
| 児童館まつり等 | 地域における親子交流と地域住民の交流の場として、各児童館で年1～2回開催します。 | 児童課 |
| 児童館運営 | 小学校児童を中心とする放課後の居場所となっており、遊びを通じた健全育成の場として、また、放課後児童クラブの活動拠点ともなっています。乳幼児とその親の交流の場として開放します。 | 児童課 |
| 児童館整備 | 各小学校区ごとに設置し、放課後の児童の健全育成の拠点とします。 | 児童課 |
| みんなでスポーツを楽しむ会 | 地域スポーツ振興策の一環として、学校の体育施設等地域住民が身近な所でスポーツができる機会を提供します。 | スポーツ課 |
| 都市公園及びふれあい広場の整備 | 街区公園、広場公園及びふれあい広場を児童の遊戯、運動等の利用に配慮し、地域全体の憩いと集いの場として整備、管理します。 | 公園緑地課 |
| ひきこもり対策事業 | 地域や学校等で自分の居場所を見出せないこどもや若者、家族に対して、定期的に居場所を開設します。 | 社会福祉 協議会 |
| 居場所づくり推進事業 | 地域において、こどもの居場所を運営する団体等に対する活動を支援するとともに、こどもの居場所を始める団体等に対して立上げ等の支援を行います。 | 社会福祉 協議会 |

(3) 学習環境・生活環境の向上

こどもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------|--|----------------|
| きめ細やかな学習環境づくり | TT（チーム・ティーチング）指導や少人数指導の実施、教科等指導員や大学生ボランティアを配置するなど指導方法を工夫し、こどもたち一人ひとりの理解や習熟度の程度に応じたきめ細やかな指導を行います。 | 学校教育課 |
| 学生ボランティア事業 | 小中学生を対象に、長期休暇期間に大学生ボランティアによる補充学習を実施します。 | 学校教育課 |
| 現職教育研修事業 | 教員の指導力を高め、授業を活性化するため、研修や研究に係る費用について助成します。 | 学校教育課 |
| 各種講座 | こども向け、親子向け等の各種講座・教室を開催し、生涯学習の機会を提供します。 | 生涯学習課 |
| 個別化・個性化教育の拡大 | 先進的な取組（緒川小・卯ノ里小のオープンスクール）を基に、個別化・個性化教育を全小学校に拡大します。 | 学校教育課 |
| ラーケーション事業 | 小中学校でラーケーションを実施し、ラーケーションを学びの場として活用します。 | 学校教育課 |
| 全国大会等出場選手激励金交付 | 芸術文化、スポーツ競技の全国大会等に出場する個人又は団体に激励金を交付し、世界に挑むこどもたちを応援します。 | 生涯学習課 スポーツ課 |

(4) いじめ・不登校への対応

いじめ防止、早期発見の取組を強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実します。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------------------|---|---------|
| スクールソーシャルワーカー、心の健康相談員等相談員配置事業 | 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心の健康相談員、こどもと親の相談員など各種相談員の設置により、相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 教育支援センター事業（ふれあい教室） | 不登校の児童・生徒のために指導員を配置し、相談や教育支援を通じて学校へ登校できるような環境づくりに努めます。 | 学校教育課 |
| 学校以外の居場所・教育等との連携 | こどものサードプレイスやオルタナティブスクール（学校以外の居場所・教育等）との連携を進めます。 | 学校教育課 |
| 居場所づくり推進事業 | 不登校や引きこもり等の問題を抱えるこどもの親を対象として情報交換会を実施し、当事者同士の交流の場を設けます。 | 社会福祉協議会 |

1-3 青年期

(1) 次代の親へのステップ

次代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義について考えられるよう、乳幼児とふれあう機会などを設けるなど取組を進めます。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|--|---------|
| 幼児との触れ合い体験学習 | 生徒が幼児の生活に関心をもち、課題をもって幼児の生活に役立つものを製作したり、一緒に遊んだりするなどの触れ合い体験を通して、幼児への理解と関心を高めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにします。 | 学校教育課 |
| 男女共同参画意識の醸成 | 家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取組をより一層進めます。 | 住民自治課 |
| 若者への就職支援 | ちた地域若者サポートステーションと連携し、無業状態の若者及びその保護者に対して無料相談を行い、就職を支援します。 | 商工振興課 |
| 働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発 | ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）のため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 | 商工振興課 |
| 若者に対する相談支援 | コミュニティソーシャルワーカーが地域に出向き（アウトリーチ）、ニートやひきこもりの方、その家族等の相談支援を行います。 | 社会福祉協議会 |

(2) 出合いや結婚の支援

若者の出合いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|--------------|---|-------|
| 結婚新生活支援補助金 | 婚姻に伴う新生活に係る費用負担を経済的に支援することで、新規に婚姻した世帯における経済的不安の軽減及び地域における少子化対策を推進します。 | 企画政策課 |
| 婚活イベント情報等の発信 | 愛知県や東海市結婚応援センター等が開催する婚活イベント情報などを発信することにより、出合いの機会、出合いの場の創出を促進します。 | 企画政策課 |
| 結婚等祝い品贈呈事業 | 町として結婚等の新たな門出を迎えた方を祝福するため、町内事業者と連携し、祝い品を贈呈します。 | 企画政策課 |

基本目標2 子育て・子育てを支援します

(1) こども・若者の権利の保障

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなに対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|---------------|
| 保育士への啓発 | 不適切な保育を未然に防ぐためにチェックリストを活用し、自己の保育を振り返り、こどもたちの人権・人格を尊重する保育を行っていきます。 | 保育園 |
| 人権教育の推進 | 道徳・学級活動の時間を中心に人権教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 高等教育への就学支援 | 家庭の経済状況に関わらず進学できるよう就学支援を実施します。 | 児童課・ 学校教育課 |
| こどもの権利の周知 | いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害についての意識を社会に周知することで、困難を抱えるこどもにアウトリーチします。 | 児童課・ 学校教育課 |
| こども・若者等への意見聴取 | こどもに関わる施策の策定時等には、当事者であるこどもや子育て世帯、関係団体の意見を聞くなど、意見を反映させるために必要な対応を実施するとともに、関係機関に周知します。 | 児童課 |

(2) こどもの貧困対策

経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------------------------|---|-------|
| 制度の利用を希望する世帯に対する県知多福祉相談センターによる支援 | 就労支援を希望する世帯に対して、県知多福祉相談センターへ適切に繋ぎ、生活困窮者自立支援制度による就労支援を行うことで、自立を支援します。 | ふくし課 |
| 学習支援を希望する世帯に対する県知多福祉相談センターへの支援 | 生活困窮世帯を対象として、学習支援を実施します。 | ふくし課 |
| 遺児手当給付事業 | 18歳以下(18歳到達年度の末日)の児童(児童扶養手当については、障がいのある児童の場合は20歳未満)を監護・養育し、一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して町遺児手当を支給します。その他、国制度として児童扶養手当、県制度として愛知県遺児手当があります。 | 児童課 |
| 母子寡婦福祉資金の貸付け | ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります(県制度)。町は受付窓口として制度を周知し、相談を受け付けます。 | 児童課 |
| 就労支援 | 母子自立支援員、ハローワーク及びママ・ジョブ・あいち等と連携して就労や転職のサポートをします。愛知県では母子家庭等就業支援センターを開設し、就業相談や就労資格取得に係る費用の援助などをします。町は受付窓口として制度を周知し、相談を受け付けます。 | 児童課 |
| 愛知県高等職業訓練促進給付金 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために各種学校等の養成機関で就業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 | 児童課 |
| 東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業 | 高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取組を支援します。 | 児童課 |
| 妊産婦健康診査 | 安心・安全な出産・育児、産後うつ等の予防や虐待予防等のため、妊婦健康診査、産婦健康診査を公費負担することにより、母子の支援をします。 | 健康課 |
| 就学援助事業 | 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。 | 学校教育課 |
| 保護者の経済的負担の軽減 | 校外学習で利用する貸切バス等の料金を保護者負担とせず、無償化を継続します。小中学校副教材の保護者負担の軽減を進めます。 | 学校教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------|---|---------|
| 学校給食費の負担軽減 | 学校給食費の見直しとともに、保護者の負担軽減策を検討します。 | 学校教育課 |
| 母子家庭等医療助成事業 | ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けられるよう、一定の要件に該当するひとり親家庭等の医療費について、自己負担相当額を助成します。 | 保険医療課 |
| 子ども食堂・地域食堂との連携 | 食を通じた多世代の居場所である子ども食堂・地域食堂について、実施団体や社会福祉協議会と連携を図りながら、困難を抱えるこどもに対し必要な支援を行います。 | 児童課 |
| コミュニティソーシャルワーカー事業 | 就労を希望する者に対して、若者サポートステーション等と連携し、就労に繋げます。 | 社会福祉協議会 |
| 資金貸付事業 | 就学に必要な資金の確保が困難である者に対し、入学金等の貸付を実施します。 | 社会福祉協議会 |
| 食料支援 | 緊急で食料の支援が必要な世帯に対して、一時的に支援機関を通じて食料を提供します。 | 社会福祉協議会 |
| 家計支援事業 | 経済的困難を抱えている家庭に対し、安定した家計管理が行えるよう支援します。 | 社会福祉協議会 |

(3) 困難を抱えた子どもや家庭へのきめ細やかな支援

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|---|
| 乳幼児健康診査 | 4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。 | 健康課 |
| きりんの会 | 1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。 | 健康課・ なかよし学 園・児童館・ ひがしうら総 合子育て支援 センター |
| こぐまの会 | きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合支援センターを会場にして、親子への支援を行います。 | 健康課・ なかよし学 園・児童館・ ひがしうら総 合子育て支援 センター |
| 医療的ケア児への支援 | 集団保育が可能な医療的ケア児等を受け入れるために必要な保育体制の整備に向け看護師及び加配保育士の配置を検討していきます。 | 児童課 |
| 特別支援教育 | 小中学校において、一人ひとりの障がいに応じた教育を行い、より良い学校生活を過ごせるよう、特別支援学級及び通級指導教室を設置します。また、通常学級においても落ち着いて授業に取り組むことができるよう学校生活支援員を配置します。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育就学奨励費事業 | 特別支援学校へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費の補助を行います。 | 学校教育課 |
| 外国人園児への支援 | 外国人保育支援員を石浜西保育園に配置します。また、全園に翻訳アプリを導入することにより、園児や保護者との意思疎通を高める工夫をします。 | 児童課 |
| 外国人児童・生徒への支援 | 日本語適応教室補助員を拠点校（東浦中・石浜西小）に配置し、拠点校以外の学校へも必要に応じて、補助員を配置する体制としています。それ以外にも翻訳機器を活用して、学校生活に適應できるように、児童・生徒や保護者との意思疎通を高める工夫をします。 | 学校教育課 |
| 療育支援体制の充実 | 障がい児等に対し、地域の事業所等と連携し、就学前から就学後も通して、切れ目のない療育支援体制を構築します。 | 障がい支援課 |
| 育成医療給付事業 | 身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該児童に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療に要した費用の給付を行います。 | 保険医療課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------------|---|----------------|
| 日本語教室開催事業 | 日本で生活するために必要な言語力を身に付けるため、外国人を対象に日本語教室を開催します。 | 住民自治課 |
| 外国人生活相談員 | 外国籍の方が暮らしやすいよう、言語サポート職員体制を構築するとともに、多言語による情報提供等を行うことで定住外国人の生活環境の向上を図ります。 | 住民自治課 |
| 児童発達支援事業 (なかよし学園) | 発達の遅れや障がいのある未就園児を対象に、保護者通園により生活習慣の習得や集団生活の訓練をします。 | なかよし学園 |
| 障がい児保育 | 各保育園で受け入れ、統合保育を行います。 | 保育園 |
| 外国人児童、園児への支援 | ポルトガル語通訳を石浜西保育園に配置し、園児が保育園になじみ安定した生活ができるようにします。また、保護者との意思疎通を図る取組を工夫します。 | 保育園 |
| なかよし学園親子支援事業 | ボランティア団体等の協力を得て、療育を必要とする園児の託児を行い、なかよし学園に通う親の情報交換の場を確保します。 | 社会福祉協議会・なかよし学園 |

(4) 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|---------|
| 情報収集・相談窓口の充実 | 町内小中学校及び高等学校と連携し、こどもたちの変化を早期に発見し、対応に努めます。児童課は情報収集の窓口となり、児童相談所が虐待等の対応の中心となります。 | 児童課 |
| | 保健センターの乳幼児健康診査等で虐待の早期発見に努めます。 | 健康課 |
| | 発見された事例には、関係各課、児童相談所、児童委員等が連携し対応します。 | 学校教育課 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童対策地域協議会において、関係機関等が情報や考え方を共有し、要保護児童の早期発見やその適切な保護に努めます。 | 児童課 |
| こども家庭センターの設置 | すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的相談機関として、こども家庭センターを設置します。また、専任職員を確保し、対応を強化します。 | 児童課・健康課 |
| 主任児童委員・児童委員 | 地域の情報収集、相談活動をします。行政との連携を図りながら、虐待や育児放棄家庭への相談、援助をします。 | 児童課 |
| 相談支援 | 地域全体で児童虐待に対応していくとともに、子育てに不安を感じている保護者に対し、相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、愛知県や知多福祉相談センター（知多児童・障害者相談センター）等と協力し、オレンジリボン・キャンペーンを実施します。 | 児童課 |
| 個別支援会議 | 児童虐待通告に対しては、近隣住民や学校、保育園・児童館、病院を始めとした関係機関の協力が不可欠です。関係機関と連携を図るため、知多福祉相談センター（知多児童・障害者相談センター）や東浦町教育委員会、関係団体との情報共有や個別支援会議を開催します。 | 児童課 |
| 虐待の防止と保護者への対応 | 保健センターは養育支援訪問事業を実施し、育児不安を抱える家庭に対して訪問相談を行います。 | 健康課 |
| | 児童課では児童相談所と連携し、虐待通報のあった家庭への訪問、情報収集を行います。 | 児童課 |
| いのちを大切にす教育 | 児童虐待につながる望まない妊娠・出産対策のため、助産師などによる性教育を学校で実施します。 | 健康課 |
| 養育支援訪問 | 妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、必要に応じて養育支援訪問等の支援を実施します。 | 健康課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-----------|--|-----------------|
| 健診事業等 | 乳幼児健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、児童課、健康課を中心に関係機関が連携し、状況把握を行います。 | 児童課・健康課 |
| | 妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じた支援プランの策定や保健医療、福祉に関する関係機関と連携するため、こども家庭センターを設置し、母子保健施策と子育て支援施策の両面から切れ目のない支援を提供します。 | 総合子育て支援センター・健康課 |
| | 妊婦事業や健康診査等を実施し、支援を要する妊婦の把握と関係機関との情報共有を行い、関係機関と子育て世帯の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止します。 | 総合子育て支援センター・健康課 |
| ヤングケアラー支援 | ヤングケアラーの認知度の向上を図り、地域への理解を促します。 | 児童課 |
| 子育て支援ヘルパー | 家事・育児が困難な世帯やヤングケアラーのいる世帯に対し、子育て支援ヘルパーを派遣します。 | 児童課 |

(5) こどもを見守り育てる安心・安全なまちづくり

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|---|-------------------------------------|
| 更生保護団体の活動 | 青少年の非行防止、更生を図るとともに地域の健全育成環境を確保するため、社会を明るくする運動や巡回活動を行います。子育て支援活動にも取組を広げます。 | ふくし課 |
| 更生保護団体の活動支援 | 青少年との交流活動や非行防止パトロール活動を通じ、地域全体として安全・安心な意識向上を図ります。 | ふくし課 |
| 情報モラル、薬物乱用防止に関する講座の開催 | 警察や外部講師との協力を得て、情報モラル講座や中学生に向けた薬物乱用防止講座を開催し、児童・生徒がトラブルに巻き込まれないための教育を行います。 | 学校教育課 |
| こども見守りのための学校施設の利用 | 地域でこどもを見守るために学校施設を活用（地域に開放）します。 | 学校教育課 |
| 安全な学校施設の整備 | 児童・生徒を犯罪、自然災害から守るため、適切に学校施設を整備します。 | 学校教育課 |
| コミュニティ・スクール運営事業 | 家庭、地域、学校が連携し、地域ぐるみでこども育てる環境づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを推進します。 | 学校教育課 |
| 人にやさしい街づくりの推進 | 誰にでもやさしく使いやすい建物や歩道の整備を推進します。 | 道路河川課・ 土木維持管理課・ 児童課・ 学校教育課 |
| 児童・生徒の交通安全意識の向上 | 毎月各保育園で交通指導員、警察官により教室を開催します。また、児童の視界を体験するチャイルドビジョンを配布し、交通安全の意識の高揚を図ります。 | 住民自治課 |
| チャイルドシート、後部座席のシートベルト着用の啓発 | 各季の交通安全キャンペーン開催時に、啓発品を配布するとともに、のぼり旗の設置によりチャイルドシート、後部座席のシートベルト着用を啓発します。また、交通指導員による指導を行います。 | 住民自治課 |
| 防犯講習会 | 防犯に関する講習会を開催します。 | 住民自治課 |
| 不審者の侵入防止と緊急時の対応 | 防犯マニュアルを作成しています。不審者の侵入防止と緊急時の適切迅速な対応に努めます。 | 保育園・ 児童館・ 学校教育課 |
| 地域住民、団体の参加促進 | 個人ボランティア、老人クラブ、更生保護女性会が保育園や児童館の活動に参加します。 | 保育園・ 児童館 |
| 生活安全指導員の設置 | 各保育園に生活安全指導員を配置し、不審者の侵入防止を図ります。 | 保育園・ 児童館 |
| こども 110 番事業 | 地域の住民、商店の協力を得て、非常時の一時避難所を確保します。 | 警察署・学校 (学校教育課) |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|----------------|---|----------------------|
| 防犯コーナーの設置 | 役場ロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪統計等を掲示することにより啓発を図ります。 | 警察署（住民自治課） |
| 防犯パトロール | 各地区コミュニティ、防犯ボランティアを中心とした、防犯パトロールを実施します。また、各学校では、登下校の安全のためスクールガードを配置します。 | 警察署（住民自治課）・学校（学校教育課） |
| 犯罪等に関する情報の提供 | 役場のロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪件数、種別、毎月の統計データを掲示し、また、交番だよりを発行する等住民への周知を図ります。 | 警察署（住民自治課） |
| ICT を活用した保護者連絡 | 学校から保護者への ICT を活用した連絡配信の他、防犯や災害など、安心・安全につながる情報を配信します。 | 学校教育課 |

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

(1) 保護者の不安を解消する支援体制の整備

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化します。

また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------------------|--|------------------|
| 利用者支援事業 | 妊娠期から子育て期に至るまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目のない支援を行っていきます。こども家庭センターに保健師等を配置し、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握し必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな相談支援等を行います。 | 健康課 |
| 利用者支援専門員相談業務 | 妊娠や出産の不安を軽減するため、利用者支援専門員の相談業務を実施します。 | 児童課・健康課 |
| 発育相談・発達相談 | 臨床心理士等による相談事業を行い、こどもの発達に関する不安を軽減します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| スクールソーシャルワーカー、心の健康相談員等相談員配置事業 | 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心の健康相談員、こどもと親の相談員など各種相談員の設置により、相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 地域子育て支援 | 子育て情報誌「たのしく子育て」やひがしうら総合子育て支援センター機関紙の発行により、子育て支援サービスの情報提供を行います。また、電話、面接による子育て相談を受けます。 | ひがしうら総合子育て支援センター |

(2) 育児力の向上支援

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------|---|---------------------------------|
| 赤ちゃん教室 | 育児、事故予防、ホームケア、離乳食についての教室を行います。 | 健康課 |
| パパママ教室 | 初めて出産を迎える夫婦を対象に妊娠中の生活や出産についての話、抱っこや妊婦体験・沐浴の実習等を行います。 | 健康課 |
| 家庭教育講座 | 保護者や教職員を対象として、家庭教育に関する講座を開催し、家庭教育について考える機会をつくりま | 生涯学習課 |
| 育児の体験・実習の場の提供 | 妊娠期から2歳程度までの親子を対象に、育児体験、実習ができ、交流ができる場を提供します。 | ひがしうら総合子育て支援センター・児童課 |
| うららんクッキング | 料理を覚えるだけでなく異年齢の人との交流をする機会を作ります。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| きりんの会 | 1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。 | 健康課・なかよし学園・児童館・ひがしうら総合子育て支援センター |
| こぐまの会 | きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。 | 健康課・なかよし学園・児童館・ひがしうら総合子育て支援センター |

(3) 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|--------------------------|--|--------------------------|
| コミュニティ・スクール運営事業 | 家庭、地域、学校が連携し、地域ぐるみで子ども育てる環境づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを推進します。 | 学校教育課 |
| 地域との交流活動 | 各学校で実施する地域の方との交流活動などを通して、児童生徒が地域へ関心が高められる教育を実施します。 | 学校教育課 |
| 拠点施設の確保 | ひがしうら総合子育て支援センター機能の強化、また、「あしたもあそぼう」等も含めた親子交流の場、子育て支援団体の活動の拠点となる施設を確保します。 | 子育て支援センター |
| 親への生活支援の実施 | こどもの育児、しつけ、養育費、面会交流の講座や当事者間の交流会、情報交換会、情報提供を行い、地域での生活を総合的に支援します。 | 児童課 |
| 子育てネットワーカーの育成 | 子育てサークル等への支援のための活動をします。 | 生涯学習課 |
| ミュージックフェスティバル・二十歳のつどい | ミュージックフェスティバル、二十歳のつどい等、青少年が自ら企画・運営する事業を開催し、青少年のグループリーダーの育成や年齢、居住地区を越えた仲間づくりを推進します。 | 生涯学習課 |
| まなびっこひがしうら | 愛知県が定める「あいちウィーク・県民の日学校ホリデー」に合わせ、町内小中学生とその家族を対象とした、地域における体験的な学習活動等の場を提供します。 | 生涯学習課 |
| ひがしうら地域クラブ | 中学生から高齢者までの多世代が集う機会として「ひがしうら地域クラブ」を運営します。 | 生涯学習課 スポーツ課 |
| コミュニティの関わり | 放課後児童クラブなど各世代の居場所づくりにコミュニティの関わりを促進します。 | 住民自治課 |
| 男女共同参画推進事業 | 東浦町男女共同参画プランを推進するため、教育・啓発事業を行います。 | 住民自治課 |
| 子育てネットワークの構築 | グループ毎に多種多様な活動が行われている中で、情報の提供、交換の場を設定します。また、子育て支援者間で互いの活動について情報交換する場を設定します。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| 子育てイベント「みんな集まれ！うららんフェスタ」 | 子育て関係者や地域住民が一丸となるイベントを開催し、参加者相互が子育てに関する情報を交換や収集するとともに、交流を図るきっかけづくりを行います。 | 社会福祉協議会・ひがしうら総合子育て支援センター |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------------------------|--|--|
| 子育てを地域で考える 機会の提供 | 子育てについて、保護者、地域住民、行政や関係機関 が集い、共に考える事業を実施します。 | 社会福祉 協議会・ ひがしうら総 合子育て支援 センター |
| 児童館のサークル活動 | こどもたちの健全育成を推進するとともに、会員相互 の情報交換やサークル活動等を通して親睦を図り、育 児を支援します。 | 児童館 |
| 子育て家庭優待事業 | 18歳未満のこども及びその保護者又は、妊娠中の方 が、「はぐみんカード」を協賛店舗、施設で提示するこ とにより、協賛店舗が独自に設定する様々な特典やサ ービスを受けることができます。協賛店舗や愛知県と 連携し、子育て家庭を地域社会全体で支援します。 | 児童課 |
| 子ども食堂・地域食堂と の連携 | 食を通じた多世代の居場所である子ども食堂・地域食 堂について、実施団体や社会福祉協議会と連携を図り ながら、困難を抱えるこどもに対し必要な支援を行 います。 | 児童課 |
| 企業等との協働事業 | 企業、ボランティア団体、福祉施設等と協働で、企業 や福祉施設等の空きスペースを有効利用し、子育て中 の親子が気軽に集い交流を図りながら楽しめる遊び の広場を行います。 | 社会福祉 協議会 |
| ボランティア活動を推 進するために必要な業 務 | 保育園や児童館など様々な施設にてボランティア活 動を実施します。 | 社会福祉 協議会 |

(4) 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

【取組】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|--------------------------------|---|---------------|
| 利用者の立場に立った 多様な保育サービスの 充実 | 保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの 充実を図ります。 | 児童課 |
| 登園負担の軽減 | 登園負担を軽減するため、布団レンタルやオムツのサブ スクリプション（定額の利用料を定期的に徴収してサー ビスを提供する仕組み）など手ぶら登園を検討します。 | 児童課 |
| 継続的な保育 | 2025年度から2歳児以上について、保育園の育休中の継 続利用を可能にします。 | 児童課 |
| 男女混合名簿の実施 | 男女混合名簿の実施に取り組みます。 | 児童課・ 学校教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|---|----------|
| 異性の理解と尊重 | 異性の理解と尊重のために、道徳・学級活動の時間を中心に性別に関わらず人権を尊重する教育を推進します。 | 学校教育課・学校 |
| 男女共同参画意識の醸成 | 家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取組をより一層進めます。 | 住民自治課 |
| 働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発 | ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）のため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 | 商工振興課 |
| 子育て世帯に対する町内企業への就労支援 | 子育て世帯の町内企業への就労を支援するため、企業とのマッチングの場を創出します。 | 商工振興課 |
| 再就職への支援 | 出産・育児等により一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。 | 商工振興課 |
| 働く方のワークライフバランスの促進 | 事業者に対しラーケーションの制度を周知し、就労する保護者がラーケーションに伴う休みを取得しやすくなるなど、働く方の休み方改革、ワークライフバランスを促進します。 | 商工振興課 |
| 三世代近居等定住促進補助金 | 三世代による同居又は近居を促進することにより、子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくれます。 | 企画政策課 |

(5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れないように制度の周知を継続して行います。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|-------------|---|-----|
| 離婚前後の相談支援 | 必要な情報提供及び支援を行う県の母子・父子自立支援員や養育費支援センター等の各関係機関と連携し、養育費や面会交流などひとり親家庭等に対する総合的な相談を行います。 | 児童課 |
| 子どもの貧困対策の推進 | すべての子どもたちが夢と希望を持って成長している社会を目指し、子どもの貧困対策に資する施策の充実を図ります。 | 児童課 |
| 遺児手当給付事業 | 18歳以下（18歳到達年度の末日）の児童（児童扶養手当については、障がいのある児童の場合は20歳未満）を監護・養育し、一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して町遺児手当を支給します。この他、国制度として児童扶養手当、県制度として愛知県遺児手当があります。 | 児童課 |

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|---------------------|--|-------|
| 母子福祉資金の貸し付け | ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります(県制度)。町は受付窓口として制度を周知し、相談を受け付けます。 | 児童課 |
| 就労支援 | 母子自立支援員、ハローワーク及びママ・ジョブ・あいち等と連携して就労や転職のサポートをします。愛知県では母子家庭等就業支援センターを開設し、就業相談や就労資格取得に係る費用の援助などをします。町は受付窓口として制度を周知し、相談を受け付けます。 | 児童課 |
| 愛知県高等職業訓練促進給付金 | 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために各種学校等の養成機関で就業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 | 児童課 |
| 東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業 | 高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取組を支援します。 | 児童課 |
| ひとり親世帯等家計相談事業 | 家計管理がうまくできず、生活に不安を抱えているひとり親世帯などの方に対し、ファイナンシャルプランナーとの個別相談事業を実施することで、収入・支出管理などの家計管理能力を向上させ、ひとり親家庭の自立支援を図ります。 | 児童課 |
| 母子家庭等医療助成事業 | 一定の条件に該当するひとり親家庭又は父母のいない家庭の児童とその保護者の医療費について、自己負担額を助成します。 | 保険医療課 |
| 公営住宅の優先入居情報の提供 | 町内の県営住宅は、申込み時期によっては福祉向け住宅としての募集があり、町営住宅についても母子家庭や父子家庭の優先入居制度があるため、入居者募集時に情報提供します。 | 都市計画課 |

(6) 子育て情報提供の充実

妊娠期から出産後に至るまで安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供や相談支援を充実します。

【 取組 】

| 事業名 | 内容 | 担当 |
|------------------|--|------------------|
| 乳幼児健康診査等の情報提供 | 乳幼児・妊産婦健康診査や予防接種、各種教室等について、町広報紙、町ホームページ、町公式 LINE、個別通知等により情報提供します。また、電話、面接による健康相談を受けます。 | 健康課 |
| 各種相談窓口による相談体制の充実 | 各種相談窓口において、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。 | 児童課 |
| ひとり親家庭への情報提供の充実 | 役場や保健センター、ひがしうら総合子育て支援センターや町広報紙、町ホームページ、町公式 LINE 等を活用し、ひとり親家庭に関する施策・事業についての情報提供の充実を図ります。 | 児童課 |
| 地域子育て支援 | 電話、面接による子育て相談を受け付けます。子育て情報誌「たのしく子育て」を始め、情報提供物を作成・配布等により情報提供を行います。 | ひがしうら総合子育て支援センター |
| 福祉サービスの情報提供 | 保育園・児童館や各種手当などの行政サービスについて、パンフレット等を作成し配布します。 | 児童課 |
| 子育て応援チラシの作成・配布 | 東浦町での定住や子育てを検討している方に対し、子育てに係る行政サービス情報等を掲載したチラシを作成・配布し、情報提供を行います。 | 企画政策課 |

第5章

教育・保育及び地域こども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画では、町全域を1つの区域として実施しており、引き続き、需要分析を行いながら、教育・保育提供区域を1区域で実施していきます。

区域内における確保が困難な場合は、広域的な提供体制を含めて確保していきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目

下記の事業について、「量の見込み」の算出を行います。

【教育・保育の量の見込み】

| | 対象事業 | | (認定区分) | 対象家庭 |
|---|----------|------------------------|--------|---|
| 1 | 教育標準時間認定 | 幼稚園 認定こども園 | 1号認定 | 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭 |
| 2 | 保育認定 | 幼稚園 | 2号認定 | 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭 ひとり親家庭 共働き家庭 |
| | 保育認定 | 認定こども園 保育園 | | |
| 3 | 保育認定 | 認定こども園 保育園 地域型保育 | 3号認定 | |

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

| | 対象事業 | 対象家庭 |
|----|--------------------------------|---------------------|
| 1 | 時間外保育事業（保育園延長保育） | ひとり親家庭、共働き家庭 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） | ひとり親家庭、共働き家庭 |
| 3 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | すべての家庭 |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業 | すべての家庭 |
| 5 | 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり） | 専業主婦(夫)家庭 |
| | （その他） | ひとり親家庭、共働き家庭 |
| 6 | 病児・病後児保育事業 | ひとり親家庭、共働き家庭 |
| 7 | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | すべての家庭 |
| 8 | 利用者支援事業 | すべての家庭 |
| 9 | 妊婦健康診査事業 | すべての妊婦 |
| 10 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭 |
| 11 | 養育支援訪問事業 | 養育支援訪問事業を必要とする家庭 |
| 12 | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 事業を必要とする家庭 |
| 13 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 新制度に移行していない幼稚園の利用者 |
| 14 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 事業者 |
| 15 | 産後ケア事業 | すべての産婦 |
| 16 | 子育て世帯訪問支援事業 | すべての家庭 |
| 17 | 児童育成支援拠点事業 | すべての家庭 |
| 18 | 親子関係形成支援事業 | すべての家庭 |
| 19 | こども誰でも通園制度 | すべての家庭 |
| 20 | 妊婦等包括相談支援事業 | すべての妊産婦 |

(2) 「量の見込み」の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ1

～家庭類型の算出～
アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～
ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～
人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～
事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～
事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、2025年度から2029年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～
ステップ1～6で求めたニーズ量を、本町の実績に踏まえ、こども・若者会議の審議を経て、ニーズ量の補正を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

【家庭類型について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

| 父親 \ 母親 | | ひとり親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | パートタイム就労 (産休・育休含む) | | | 未就労 |
|----------------------|-------------------|------|----------------------|--------------------|-------------------|--------|------|
| | | | | 120時間以上 | 120時間未満 60時間以上 | 60時間未満 | |
| ひとり親 | | タイプA | | | | | |
| フルタイム就労 (産休・育休含む) | | | タイプB | タイプC | | タイプC' | |
| パートタイム就労 (産休・育休含む) | 120時間以上 | | タイプC | タイプE | | タイプE' | タイプD |
| | 120時間未満 60時間以上 | | 《保育の必要性あり》 | | | | |
| | 60時間未満 | | タイプC' | 《保育の必要性なし》 | | | |
| 未就労 | | | タイプD | | | タイプF | |

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 こども人口の見込み

こども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を、2020年から2024年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

こども人口の見込みは、年々減少しており、2029年度では4,823人となることが予測されます。

| 年齢 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳 | 326人 | 322人 | 319人 | 316人 | 315人 |
| 1歳 | 336人 | 354人 | 350人 | 347人 | 343人 |
| 2歳 | 385人 | 349人 | 368人 | 364人 | 361人 |
| 3歳 | 401人 | 401人 | 363人 | 383人 | 379人 |
| 4歳 | 406人 | 405人 | 405人 | 367人 | 387人 |
| 5歳 | 442人 | 414人 | 413人 | 413人 | 374人 |
| 6歳 | 446人 | 448人 | 419人 | 418人 | 418人 |
| 7歳 | 476人 | 450人 | 452人 | 423人 | 422人 |
| 8歳 | 459人 | 479人 | 453人 | 455人 | 426人 |
| 9歳 | 457人 | 461人 | 481人 | 455人 | 457人 |
| 10歳 | 500人 | 459人 | 463人 | 483人 | 457人 |
| 11歳 | 427人 | 501人 | 460人 | 464人 | 484人 |
| 合計 | 5,061人 | 5,043人 | 4,946人 | 4,888人 | 4,823人 |

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【今後の方向性】

こどもの人口は減少傾向であるものの、母親の就業率の上昇による保育ニーズが発生することが考えられます。特に、0～2歳の保育ニーズに対応していくため、定員の弾力的運用を行います。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

【 2025年度 】

| | | 2025年度 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-------|--------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 2歳 | 1歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 1,249人 | | | 385人 | 336人 | 326人 |
| 量の見込み（A） | | 287人 | 30人 | 932人 | 127人 | 127人 | 16人 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 | 292人 <町外>25人 | | 1,350人 | 174人 | 130人 | 48人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | | — | — | — | — |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | — | — | — | 3人 | 3人 | 3人 |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — | — |
| 認可外保育施設 | 認証保育所等上記以外の施設 | — | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 317人 | | 1,350人 | 177人 | 133人 | 51人 |
| 過不足（C）=（B）-（A） | | 0人 | | 418人 | 50人 | 6人 | 35人 |

※1号認定には、教育認定児を含む

【 2026年度 】

| | | 2026年度 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-------|--------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 2歳 | 1歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 1,220人 | | | 349人 | 354人 | 322人 |
| 量の見込み（A） | | 280人 | 29人 | 911人 | 114人 | 128人 | 16人 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 | 284人 <町外>25人 | | 1,350人 | 174人 | 130人 | 48人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | | — | — | — | — |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | — | — | — | 3人 | 3人 | 3人 |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — | — |
| 認可外保育施設 | 認証保育所等上記以外の施設 | — | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 309人 | | 1,350人 | 177人 | 133人 | 51人 |
| 過不足（C）=（B）-（A） | | 0人 | | 439人 | 50人 | 6人 | 35人 |

【 2027年度 】

| | | 2027年度 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-------|--------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 2歳 | 1歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 1,181人 | | | 368人 | 350人 | 319人 |
| 量の見込み（A） | | 271人 | 28人 | 882人 | 121人 | 127人 | 16人 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 | 274人 <町外>25人 | | 1,350人 | 174人 | 130人 | 48人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | | — | — | — | — |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | — | — | — | 3人 | 3人 | 3人 |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — | — |
| 認可外保育施設 | 認証保育所等上記以外の施設 | — | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 299人 | | 1,350人 | 177人 | 133人 | 51人 |
| 過不足（C）=（B）-（A） | | 0人 | | 468人 | 50人 | 6人 | 35人 |

※1号認定には、教育認定児を含む

【 2028年度 】

| | | 2028年度 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-------|--------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 2歳 | 1歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 1,163人 | | | 364人 | 347人 | 316人 |
| 量の見込み（A） | | 267人 | 28人 | 868人 | 119人 | 128人 | 16人 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 | 270人 <町外>25人 | | 1,350人 | 174人 | 130人 | 48人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | | — | — | — | — |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | — | — | — | 3人 | 3人 | 3人 |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — | — |
| 認可外保育施設 | 認証保育所等上記以外の施設 | — | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 295人 | | 1,350人 | 177人 | 133人 | 51人 |
| 過不足（C）=（B）-（A） | | 0人 | | 482人 | 50人 | 6人 | 35人 |

【 2029年度 】

| | | 2029年度 | | | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------|-------|--------|------|------|------|
| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | 2歳 | 1歳 | 0歳 |
| 児童数（推計） | | 1,140人 | | | 361人 | 343人 | 315人 |
| 量の見込み（A） | | 262人 | 27人 | 851人 | 118人 | 128人 | 16人 |
| 確保量 | | | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 | 264人 <町外>25人 | | 1,350人 | 174人 | 130人 | 48人 |
| 確認を受けない幼稚園 | 上記以外の幼稚園 | — | | — | — | — | — |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等 | — | — | — | 3人 | 3人 | 3人 |
| 企業主導型保育事業 | | — | — | — | — | — | — |
| 認可外保育施設 | 認証保育所等上記以外の施設 | — | — | — | — | — | — |
| 確保量合計（B） | | 289人 | | 1,350人 | 177人 | 133人 | 51人 |
| 過不足（C）=（B）-（A） | | 0人 | | 499人 | 50人 | 6人 | 35人 |

※1号認定には、教育認定児を含む

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定子ども園等で、通常の保育時間から延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、町内の認可保育所10園で実施しています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 毎月の実人数の年間合計数 (1か月あたりの平均数) | 7,681人 (640人) | 8,392人 (699人) | 8,743人 (729人) | 8,797人 (733人) |
| 実施箇所数 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | 10か所 |

【今後の方向性】

時間外保育事業は、見込み量に対する提供量は十分に確保できている状況ですが、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、継続して実施します。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 (年間の実人数) | 381人 | 372人 | 368人 | 363人 | 358人 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 10か所 | 10か所 | 10か所 | 10か所 | 10か所 |
| 提供量 (年間の実人数) | 381人 | 372人 | 368人 | 363人 | 358人 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

2023年度で7クラブ、4月の在籍人数は541人となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 在籍人数 | 475人 | 514人 | 535人 | 541人 |
| 実施箇所数 | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 7か所 |

【今後の方向性】

放課後児童クラブは、こどもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切に、今後も事業を実施するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備拡充を図ります。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 609人 | 607人 | 589人 | 575人 | 565人 |
| 小学1年生 | 159人 | 160人 | 149人 | 149人 | 149人 |
| 小学2年生 | 170人 | 160人 | 161人 | 151人 | 150人 |
| 小学3年生 | 164人 | 171人 | 161人 | 162人 | 152人 |
| 小学4年生 | 87人 | 87人 | 91人 | 86人 | 87人 |
| 小学5年生 | 21人 | 21人 | 19人 | 19人 | 19人 |
| 小学6年生 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 7か所 |
| 提供量 | 590人 | 590人 | 590人 | 590人 | 590人 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | △19人 | △17人 | 1人 | 15人 | 25人 |

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で必要な養育を行う事業です。

【現状】

3か所の児童養護施設に委託して実施しています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 1人 | 3人 | 3人 | 6人 |
| 実施箇所数 | 5か所 | 4か所 | 4か所 | 3か所 |

【今後の方向性】

2023年度において、3か所の児童養護施設で対応しています。

過去の実績からニーズ量を見込んでおり、現在の提供体制を維持していきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 6人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |
| 提供量 | 6人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 | 5人日 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

2023年に子育て支援センターあしたもあそぼうを開設しました。利用者数は、2021年度以降増加傾向で推移しています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 延べ利用者数 | 18,965人 | 15,469人 | 22,229人 | 27,286人 |
| 実施箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 2か所 |

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センター等での子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助の実施内容について啓発し、利用しやすい運営に努めます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 見込み量 | 3,462人回 | 3,390人回 | 3,429人回 | 3,396人回 | 3,370人回 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 提供量 | 3,462人回 | 3,390人回 | 3,429人回 | 3,396人回 | 3,370人回 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人回 | 0人回 | 0人回 | 0人回 | 0人回 |

(5) 一時預かり事業

① 保育園等における一時預かり

【事業概要】

保護者の仕事の都合、家庭の事情又は育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったこどもについて、主として昼間、保育園や認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【現状】

町立保育園での一時預かり実施に加え、2023年度より、民間保育所あしたがすき保育園において、リフレッシュ保育及び緊急保育を実施しています。

利用者数は2023年度で2,247人となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 1,315人 | 1,479人 | 1,713人 | 2,247人 |
| 実施箇所数 | 8か所 | 8か所 | 8か所 | 2か所 |

※2021年度以前は8園すべて余裕活用型、2022年度は1園のみ一時預かり室を設けた一般型に拡大し、2023年度以降は一般型2園で実施。

【今後の方向性】

全保育園で一時預かりを実施していますが、未就園児の保護者の多様な就労形態やニーズに対応していくため、一時預かり事業の拡充を図ります。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 714人日 | 698人日 | 690人日 | 681人日 | 671人日 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 提供量 | 714人日 | 698人日 | 690人日 | 681人日 | 671人日 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

② 認定こども園（教育）における一時預かり

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

東ヶ丘幼稚園で一時預かりを実施しており、2023年度の利用者数は1,250人となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 710人 | 1,101人 | 1,295人 | 1,250人 |
| 実施箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【今後の方向性】

現状の提供量で充分に対応できる量だと判断できるため、現在の提供体制を維持、継続していきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 121人日 | 119人日 | 115人日 | 113人日 | 111人日 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 提供量 | 121人日 | 119人日 | 115人日 | 113人日 | 111人日 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

ひがしうら総合子育て支援センターで実施しています。

2023年度の利用者数は135人となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 29人 | 142人 | 70人 | 135人 |
| 実施箇所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

【今後の方向性】

本町では、ひがしうら総合子育て支援センターで事業を実施しています。現状のニーズに対応できていますが、事業の周知を図るとともに、今後、医療併設型病児・病後児保育事業について検討します。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 785人日 | 768人日 | 758人日 | 749人日 | 738人日 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 提供量 | 785人日 | 768人日 | 758人日 | 749人日 | 738人日 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

2021年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者数が減少しましたが、2023年度では1,728人となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ利用者数 | 1,248人 | 834人 | 986人 | 1,728人 |

【今後の方向性】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実させ、利用を促進していきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 見込み量 | 1,178人日 | 1,192人日 | 1,162人日 | 1,149人日 | 1,135人日 |
| 提供量 | 1,178人日 | 1,192人日 | 1,162人日 | 1,149人日 | 1,135人日 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

ひがしうら総合子育て支援センターで基本型、保健センターで母子保健型を実施しています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 子育て支援コーディネーター配置数 | 3人 | 3人 | 4人 | 5人 | 5人 |

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センターにおいて、基本型として認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整等を実施するとともに、保健センターで母子保健型として産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、子育て世帯の不安解消のため、身近に相談することができる地域子育て相談機関をより充実させ、子育て支援に関する情報を提供するとともに、必要に応じて他機関との連絡調整も行います。

| | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基本型 (確保方策) | 1 か所 |
| 母子保健型 (確保方策) | 1 か所 |
| 地域子育て 相談機関 (確保方策) | 1 か所 |

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ受診者数 | 4,399人 | 4,541人 | 3,983人 | 4,183人 |

【今後の方向性】

引き続き、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 見込み量 | 326人 4,564人回 | 322人 4,508人回 | 319人 4,466人回 | 316人 4,424人回 | 315人 4,410人回 |
| 実施体制 (確保方策) | 妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠早期の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。 | | | | |

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師・助産師が家庭訪問を行い、子育て情報の提供を行っています。訪問不要家庭や連絡の取れない子育て家庭には、関係機関と連携して、100%把握しています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問戸数 | 335件 | 346件 | 348件 | 300件 |

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 326件 | 322件 | 319件 | 316件 | 315件 |
| 実施体制 (確保方策) | 里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問を実施していきます。 特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。 | | | | |

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

訪問件数は減少傾向にあり、2023年度で234件となっています。

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ訪問件数 | 335件 | 231件 | 259件 | 234件 |

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 243件 | 238件 | 235件 | 232件 | 229件 |
| 実施体制 (確保方策) | 育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。 | | | | |

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【現状】

東浦町要保護児童対策地域協議会では、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別支援会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、東浦町要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の早期発見・早期対応、要保護児童及び要支援児童とその保護者、特定妊婦の支援を適切に実施するため、子育て支援に関わる機関の連携を密に図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食材料費）に対する助成をする事業です。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、補足給付の対象世帯の範囲やその内容について引き続き研究・検討を行います。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(15) 産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【現状】

宿泊型とデイサービス（日帰り）型があり、利用件数は年度によって差があります。

| | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 4 件 | 2 件 | 2 件 | 8 件 |

【今後の方向性】

利用を希望する方が利用できるように制度の周知を図るとともに、支援が必要な方へは積極的な利用を進めます。

| | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 見込み量 | 7 件 | 7 件 | 7 件 | 7 件 | 7 件 |
| 提供量 | 7 件 | 7 件 | 7 件 | 7 件 | 7 件 |
| 過不足 (提供量－見込み量) | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(16) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【現状】

2021年度以降の訪問世帯数は減少傾向にありますが、年度によって差があります。

| | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 訪問世帯数 | 26世帯 | 20世帯 | 13世帯 |

【今後の方向性】

引き続き、不安や負担を抱える子育て家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。また、児童の対象年齢の拡大等、制度の拡充を検討します。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 19世帯 | 19世帯 | 18世帯 | 18世帯 | 18世帯 |
| 実施体制 (確保方策) | 民間事業者へ委託して、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、こどもの世話、子育ての相談等の支援を行います。 | | | | |

(17) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【今後の方向性】

現在、この事業は実施していませんが、今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| 実施体制 (確保方策) | こどもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供やこどもからの相談等に対応する体制を整えます。 | | | | |

(18) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【今後の方向性】

現在、この事業は実施していませんが、今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 14世帯 | 14世帯 | 14世帯 | 14世帯 | 14世帯 |
| 実施体制 (確保方策) | 親子の関係やこどもとの関わり方等を学ぶための講座や、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うプログラムを提供します。 | | | | |

(19) こども誰でも通園制度

【事業概要】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【今後の方向性】

2026年度からの給付制度化に向けて、国の考え方の動向に注視しながら必要受入時間数、必要定員数を検討し、受け入れ体制を整備します。

| | | | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----|--------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 0歳 | 量の見込み (A) | 必要受入 時間数 | — | 966 時間 | 957 時間 | 948 時間 | 945 時間 |
| | | 必要定員数 | — | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| | 確保方策 (B) | 必要定員数 | — | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| 1歳 | 量の見込み (A) | 必要受入 時間数 | — | 1,526 時間 | 1,509 時間 | 1,496 時間 | 1,478 時間 |
| | | 必要定員数 | — | 9人 | 9人 | 8人 | 8人 |
| | 確保方策 (B) | 必要定員数 | — | 9人 | 9人 | 8人 | 8人 |
| 2歳 | 量の見込み (A) | 必要受入 時間数 | — | 1,201 時間 | 1,267 時間 | 1,253 時間 | 1,243 時間 |
| | | 必要定員数 | — | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| | 確保方策 (B) | 必要定員数 | — | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |

(20) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【今後の方向性】

利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

| | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 |
|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 見込み量 | 978回 | 966回 | 957回 | 948回 | 945回 |
| 実施体制 (確保方策) | すべての妊婦・子育て家庭が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援と経済的支援の一体的実施を継続します。 | | | | |

6 教育・保育の一体的提供及び推進

本町では、幼稚園が少ないことから、町立保育園にて教育認定児を預かってきました。今後の町立保育園のあり方を考えていく上で、本町の現状と課題を整理し、民営化も選択肢として考えます。また、引き続き就労状況等のニーズを踏まえて、認定こども園の整備の検討を進めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第6章

計画の進行管理

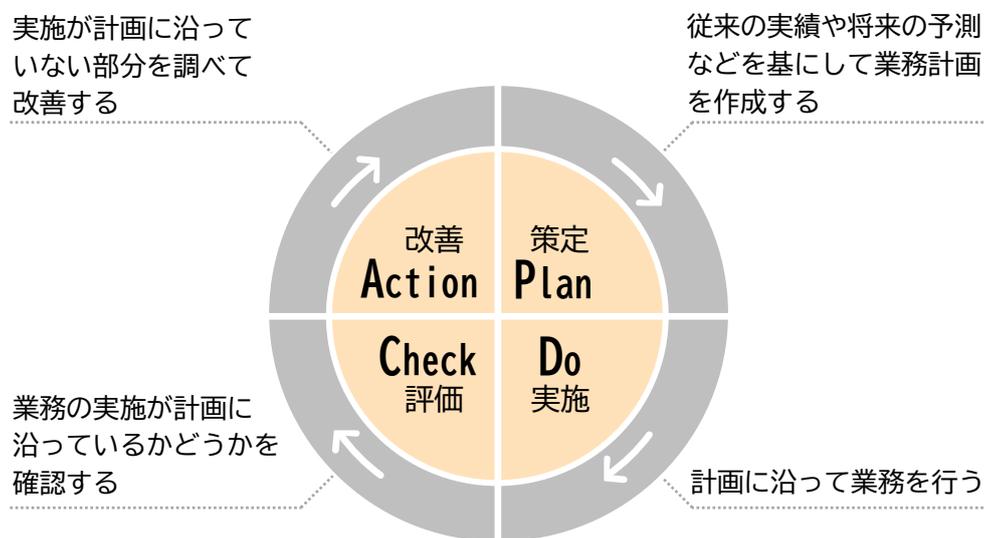
1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「東浦町こども・若者会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画全体の進捗については、PDCAサイクルによる進行管理を行い、必要に応じて施策の実施方針の見直しを行います。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

PDCAサイクルのイメージ図



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。